

平成 22 年第 1 回京丹波町議会定例会（第 3 号）

平成 22 年 3 月 11 日（木）

開会 午前 9 時 00 分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席委員（16 名）

- | | | | | |
|------|---|---|-----|---|
| 1 番 | 横 | 山 | 勲 | 君 |
| 2 番 | 岩 | 田 | 恵一 | 君 |
| 3 番 | 篠 | 塚 | 信太郎 | 君 |
| 4 番 | 梅 | 原 | 好範 | 君 |
| 5 番 | 森 | 田 | 幸子 | 君 |
| 6 番 | 村 | 山 | 良夫 | 君 |
| 7 番 | 山 | 内 | 武夫 | 君 |
| 8 番 | 東 | | まさ子 | 君 |
| 9 番 | 野 | 口 | 久之 | 君 |
| 10 番 | 坂 | 本 | 美智代 | 君 |
| 11 番 | 原 | 田 | 寿賀美 | 君 |
| 12 番 | 松 | 村 | 篤郎 | 君 |
| 13 番 | 北 | 尾 | 潤 | 君 |
| 14 番 | 小 | 田 | 耕治 | 君 |
| 15 番 | 山 | 田 | 均 | 君 |
| 16 番 | 西 | 山 | 和樹 | 君 |

4 欠席議員（0 名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（19名）

町 長	寺 尾 豊 爾 君
副 町 長	畠 中 源 一 君
教 育 長	寺 井 行 雄 君
会 計 管 理 者	岡 本 佐 登 美 君
参 事	田 端 耕 喜 君
瑞穂支所長	野 村 雅 浩 君
和知支所長	藤 田 真 君
総 務 課 長	谷 俊 明 君
監 理 課 長	山 田 洋 之 君
企画情報課長	岩 崎 弘 一 君
税 務 課 長	稲 葉 出 君
住 民 課 長	伴 田 邦 雄 君
保健福祉課長	堂 本 光 浩 君
子育て支援課長	山 田 由 美 子 君
地域医療課長	下伊豆 かおり 君
産業振興課長	久 木 寿 一 君
土木建築課長	十 倉 隆 英 君
水 道 課 長	中 尾 達 也 君
教 育 次 長	野 間 広 和 君

6 出席事務局職員（3名）

議 会 事 務 局 長	長 澤 誠
書 記	西 山 民 子
書 記	石 田 武 史

開議 午前 9時00分

○議長（西山和樹君） 皆さんおはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成22年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、7番議員・山内武夫君、8番議員・東まさ子君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第2、諸般の報告をします。

本日の会議に京丹波町ケーブルテレビのビデオカメラによる撮影収録を許可いたしましたので、報告いたします。

本日、本会議終了後、議員控室において議会運営委員会が開催されます。委員の皆さん大変ご苦労さまですがよろしくお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（西山和樹君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の通告議員は、お手元に配付のとおりであります。

最初に、坂本美智代君の発言を許可いたします。

10番、坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまから平成22年第1回定例議会におきまして、通告書に従い教育環境について、後期高齢者医療制度について、公共施設の活用について、若者定住対策について、以上4点、町長と教育長にお尋ねをいたします。

まず初めに、教育環境についてお尋ねをいたします。

学童保育の問題であります。昨年の12月定例会での私の一般質問でもお尋ねをいたしま

した。町長からは自分の任期内に実現をしたいとの答弁をいただきました。そのことを受けて、保護者の方々は12月の下旬から1月4日までの短期間で1,789筆の署名を集め、1月6日の夕方、保護者代表が「学童保育の学年引き上げ」の要望書を町長に署名を添えて提出をされました。

子育てと仕事を両立させるためにも一日も早く実施してほしいという保護者の強い願いで、短期間で多くの署名が集められたものではないでしょうか。その後、引き続き2次分として453筆の署名が寄せられ、合わせて2,242筆の署名を町長に提出させていただきました。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

短期間で集められたこの署名の数、町内外含めてではありますが、本町の人口、2月末現在で1万6,753人のことを思いましたら1割以上になります。この署名を町長としてはどのように受けとめておられるのか。その点をお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん改めましておはようございます。今朝は春の一日を予感する朝のことだったと思います。傍聴に来ていただいています皆さん、あるいは議員の皆さんには早朝から議会に参集いただいておりますこと改めて敬意と感謝を申し上げます。あるいは、皆さんの顔を見させていただいて、それぞれがお元気そうなお様子なので大変うれしく、心からお喜びを申し上げます。

坂本議員に答弁を申し上げます。

学童保育の学年引き上げについては私自身の公約でもあり、実現に向けて取り組むよう指示をしているところであります。このたびの署名が短期間に多くの保護者の方から寄せられたことにつきましては、それだけ保護者の方のニーズが差し迫ったものだと思いを深くしているところであります。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 今も町長から答弁をいただきました中で、やはり必要であるということを知っていただいたと、こないだでも保護者との対談の中でも重々理解をしていただきました。しかしながら、やはりその中でもおっしゃっていましたが、本当にこの4月から実際もうどうしたいのかなという保護者の声も聞いていただいたと思うんですけれども、なかなかそれが4月から実現ということがないということで保護者の方は本当に短期間で署名を集めて、本当に必要であるということをお訴えたのだと思います。

この間でも保護者の方に署名を協力された方がどうなったんですか、学童保育はできるん

ですかというような問い合わせもあるということも聞いております。やはり職場の方々もね、その方がお母さん、お父さん方がそのことによってシフトを変えていかなければならないということは、やはり職場の中にも関係してくるということがありますので、そういった職場の方も心配をされているということは十分酌み取っていただけたかと思います。

それでは、教育長の方にお尋ねをいたしたいと思います。

昨年２月とそしてことしの２月２４日、保護者の方々と教育長、そして教育次長とお出合いをいただきまして直接、子供一人で留守番させることの不安など切実な要望を聞いていただいたと思います。そのときにも場所の問題、そして指導員さんの数の問題とかいうことも言われました。

４月からは、そやから実施は無理であるということ saying いただいたんですけれども、これまで私も２０年の１２月議会とそして２１年の３月、６月、１２月議会で、このことは一般質問で取り上げてまいりました。その都度答弁は、先ほども言いました場所の問題、指導員の問題、そういったことの答弁をいただいておりますが、今回はアンケートを実施して人数を把握していきたいということを言われました。前町長の意向もあったのではないかと思います、やはり教育委員会というものは教育基本法にも基づいて独立機関でもあるわけですから、やはりもっと早い時期にこのアンケートをするにしても、先ほども言いましたようにもう１年、保護者の方がお願いしてから１年たったわけですよ。そやから何で、もしもっと早い時期にアンケートをとって、そういった本当に必要であるという人数を把握するのであれば、できなかったのか。その点をちょっとお伺いします。

○議長（西山和樹君） 寺井教育長。

○教育長（寺井行雄君） 皆さんおはようございます。

それでは、坂本議員の質問に対しまして答弁をさせていただきます。

学童保育の早期対応ということでございまして、先ほどもお話いただきましたように、現在、平成２２年度に４年生以上となる児童の保護者に向けまして入部希望のアンケートを実施いたしておるところでありまして、希望者の実態を把握した上で施設の補修が必要な場合は早期に行い、受け入れ体制を整える予定でございまして。

それから、このアンケートにつきましても、もう少し早くできなかったかということでございますが、特に今までの状況の中で、まずは４年生というあたりの話の中で進めてきた経過もございまして、特に４年生につきましては、夏休み、春休みというその休業期間のみという対応をさせていただいておったわけですが、そういった内容につきましても少ない事情もございまして、特にアンケートまでは至っていなかったわけですが。先ほ

ど町長の方からもございましたように、特に子育て支援につきましても大きな柱として掲げておりますし、そういった意味で今回アンケート調査を実施させていただきまして、確実な数字等も把握した中で早期に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 今、教育長から22年度中にということで答弁をいただいたわけですが、このアンケートの集約というのは、いつごろになるのか。また、そのアンケートを受けてでの検討をされるわけですが、実施時期としては、最短ではどのぐらいと思っておられるのか、その点をお伺いします。

○議長（西山和樹君） 寺井教育長。

○教育長（寺井行雄君） この入部希望のアンケートでございますが、3月2日に配布をいたしました。児童を通じまして保護者あてにアンケートを送らせていただきまして、回収日を3月15日にいたしております。この回収につきましては教育委員会なり、また各分室、各小学校の方に封書でお出しいただくということになります。

その時期でございますが、先般も保護者の方とお話をする中でも少し話をしておったわけですが、そのアンケート結果によりまして一定確実な数値もつかんで、それに基づきまして、先ほどお話いただきました施設の問題とか、また指導者等のことも含めまして検討させていただき、それに基づいてまた予算的なこともお願いすることも生じてくるかと思いますが、そういったことを考えますと少し年度の中盤あたりになるかなあというような、ちょっと予測をしております。しかしながら、中身によりまして少しそれよりも早くなるということもありますので今断言することはできませんが、先ほど申しましたように早期に対応するようには考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） アンケートの結果は3月15日に集められて、それを集約されるということではあるんですけれども、できるだけ早くしていただくことはもちろん思っております。

こないだ瑞穂支所の2階で保護者の方とちょっと面談というか、ご相談を受けたわけですが、その中でもやはり一番大きなネックになっておられるのは仕事の関係でした。ちょっと障害を持っている方もおられますし、一人で子供さんをお家に留守番をさすということ

は、とてもやないけど本当にできないということは十分聞いていただけたかと思うんです。その中で、ほんならどうしたらええんやろということのをね、教育委員会としても相談を受けたと思うんですけども、そういった方への対応というのはどのように考えておられるのか。こないだ一緒に相談された方以外でもね、やはり悩んでおられる方も、もちろん声も聞いております。そういった方へのこの学童保育ができるまでの間をね。今おっしゃったように年度の中ごろとおっしゃったんですけども、その間は、ほなどうしたらいいんでしょうということを相談されていたかと思うんですけども、その点は教育委員会としてはどのように対応を考えていただいているのか。その点をお願いします。

○議長（西山和樹君） 寺井教育長。

○教育長（寺井行雄君） 今のお尋ねでございますが、先般もお話をさせていただきましたときに若干お話もしておったんですが、基本的には、ご家庭の事情もあるわけでございますが、学童保育4月からということはちょっと物理的に困難であるというお話の中で、そうしたらどうしたらいいんですかというお話がありました。そういった中でも、そうしたら私どもの方ですべてを、来ていただいた方だけではないということはあるにしても、そうしたらその方に対してどうするかということでございますが、方法としましては例えば、やっぱり保護者同士でお話をいただき、それからお互いに協力していただけるものなら、そのあたりでご検討いただけないかということもまた一つでしょうし、また、これはお金が伴うことではありますが、よそではシルバーさんをお願いして来ていただいて、放課後見ていただいているというような状況の地域もあるようにも伺っております。ですから本当にご負担いただいたり、いろんな面でご心配をいただく期間が少しでも短くなるように取り組みはしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 今、教育長が言うていただいたように本当にできるだけ早く実施できるように全力を尽くしていただきたいと思います。

学童保育の場合、指導員さんにお世話になっております。それぞれ登録されておられますけれども、その時間帯がね。やっぱり放課後ですので4時から6時という本当に女性の指導員さんにとっては一番忙しいというか、夜の夕食の支度をする時間帯でもありますし、なかなかそういった面で難しいということもあつての指導員さんがなかなか手が足りないというようなこともお聞きはいたします。

この20年度の決算を見ましても臨時雇用賃金として709万2,300円上がっております。この賃金というのは時給幾ら払っておられるのか。

○議長（西山和樹君） 寺井教育長。

○教育長（寺井行雄君） 学童保育の指導者の方の勤務時間でございますが、午後の２時から後６時前後までご苦労いただいております。それで賃金でございますが、時間給９００円をお願いをいたしております。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○１０番（坂本美智代君） 今、時給９００円ということで、南丹管内で一番最低賃金は７５０円ぐらいですか。そのことを思ったらね、少しは、９００円ということではあるんですけども、やはり子供さんを預かるということは責任もある中で、大変ご苦労もお聞きいたします。そやから、そういった点も踏まえて、やはりその賃金というのも改善する一つでもあるのではないかとということを私は思うんですが、その点は町長にお聞きした方がいいのかわかりませんけれど、その点はどのように、ほかの近隣での学童保育の指導員さんの賃金というのはどのぐらいなのか、もし把握しておられればお教えしていただきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺井教育長。

○教育長（寺井行雄君） 確かに指導委員の方の賃金保障につきましては私ども９００円という形にはさせてもらっておりますが、近隣につきましては比較的、嘱託という形で雇用されている場合が多いようでございますので、一律に比較はできないかと思えます。

以上、答弁といたします。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○１０番（坂本美智代君） それでは２点目、後期高齢者医療制度について、町長にお尋ねをいたします。

この制度は実施直後から高齢者の反発があり、さきの総選挙での自公政権を退場させた一つでもあります。しかし、「財源を確保しつつ、順次実施する」として後期高齢者医療制度の廃止を明言いたしました今の政府、制度をもとに戻すのは時間がかかるため、現在の制度にかわる制度を４年間かけて検討するとして、制度の廃止を先送りすることとなっております。７５歳という年齢で線引きをして差別をするこの医療制度、高齢者への医療切り捨てをする制度であり、早急に廃止すべきであると考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

制度廃止の先送りについての見解でございますが、これは先送りという見方もあるかもしれませんが、廃止することは既に決定しておりますし、現在、平成２５年度から新制度に移行すべく高齢者医療制度改革会議において、ご指摘の年齢区分の問題についても検討をされ

ているところであります。

制度決定から法案成立まで、そしてシステム整備や広報と、混乱を避けるためにも相当の準備期間は必要であり、現在予定されているスケジュールは妥当だというふうに考えているところであります。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 見直しはするということで期限的には先送りと、とらえ方はいろいろありますのでね。確かにそうではありますけれども、選挙のときの公約としては、もう廃止するという公約をされております。町長もいろんな今回、町長の立候補されたときに公約をされております。それをできるだけやはり守るためにも頑張っているとは思いますが、やはりこの後期高齢者の医療制度というのは2年ごとに見直しをされますよね。その保険料というのは高齢者の人口と比例して、そして給付費と比例して保険料を決めますよね。今やはり高齢化社会になっていましてね。高齢者の人がどんどん、言うたら増えてくるというのは今現状的に当たり前であります。ということは、おのずとして保険料が上がっていくというシステムでありまして、やはりその点の制度的なことはどのようにお考えでしょうか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課長から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） いろいろな制度というのは、それは考えられるところでございまして、当然支えるものが少なければ保険料を上げていかなければなりませんし、これは人口が減っていけば当然1人当たりの負担額というのも増えてくるということになるかと思えますので、それはどのような制度にあっても同じことが言えるのではないかというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 余り制度のことを言っていたら時間がなくなるのであれなんですけれども、この制度を20年度の4月から実施をされました。今年度が2年ごとの見直しの年度でありまして、いろんなところで全国的にも保険料は上がってくるというようなことは新聞等でも見ているわけですが、本町の1人当たりの保険料というのはどうなるのか。予算説明の中でも説明はされまして聞いたかと思いますが、改めて伺いたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それじゃ、お答えいたします。

保険料の見直しによる本町の保険料につきましては、所得割率が0.71%増の7.94%となります。均等割が1,290円増の4万610円となる予定であります。なお、本町の後期高齢者の平均年金収入120万円における年間保険料は5,898円から6,091円と193円上昇する予定であります。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 今の政府なんですけれどね。昨年の11月9日に参議院予算委員会で長妻大臣がこの10年度の保険料の上昇を抑えるために、後期高齢者負担率の上昇による保険料の増加分については国庫補助を行うということを自治体に通知しているということでありましたが、しかし、結果的には、今度の予算の中には財政措置はとられていないんですよね。これまでの負担軽減の措置の延長だけということでありまして、9割、8.5割、5割、2割の負担軽減措置だけになっております。保険料のこの値上げの対応についてはそれぞれ広域連合の剰余金の活用、これは高齢者から年金天引きなどの取り立てた保険料、保険財源の余り、これとまた財政安定基金の取り崩し、こういったことを保険料に充てるといようなことを言うてます。このことからしても今の政府、制度廃止の先送りとまたこうした後期高齢者負担率の上昇による保険料の増加分について国庫補助を行うとしていた財政措置もできていないと。こういった二重の言うたら後退をするわけですよ。

町長はいつも言われておりますけれども、住民の目線で、住民の立場に立ってと言っておられます。今後こういった審議会等にも出席されて、どんどんこういったやはり実情をね、意見を出していただくことが必要ではないかと思えますけど、やはり約束は約束として、してもらわなあかんということを言うていただけるように、その点を町長のお考えお聞きいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう委員に選ばれたときには坂本議員がおっしゃっているような趣旨にのっとって私も同感ですので、発言していきたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） それでは3点目に、公共施設の活用についてお尋ねをいたします。

今度のこの3月議会での条例改正の中にも出されております京丹波町公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正が提案をされます。改正されようとします第3条と4条について、教育長にお尋ねをしたいと思います。

第3条では、公民館の利用では、法第20条に定める公民館の目的に反しない限りにおいて、一般の利用に供するものであるとされております。この社会教育法の第20条の目的の

中でも公民館は市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教育の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として法でも上げられておりますが、このことからしても今回の条例改正での開放の範囲が緩やかになり、利用しやすくなることはあります。しかし、休館日は、公民館は日曜日であります。提案理由で述べられておりますように、住民の利用促進と施設の有効活用を図るために日曜日も開放するべきと考えますが、教育長のお考えをお聞きいたします。

○議長（西山和樹君） 寺井教育長。

○教育長（寺井行雄君） それでは、公共施設の活用につきましての答弁をさせていただきます。

京丹波町には6つの公民館が設置をされておまして、今お話がありました社会教育法第20条に定める公民館の目的に沿ってご利用をいただいているところでございます。

公民館は日曜日及び国民の祭日であります休館日以外は開放しておりますが、休館日でありましても地域振興協議会や文化協会、消防団、社会福祉協議会などの社会教育団体や公共団体の利用につきましては柔軟な対応を行い開放している状況です。この状態をかんがみ、さらなる住民の利用促進と施設の有効活用を図るため、京丹波町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本議会に提案させていただいたところでございます。

今もお話ありました土日も含めまして、特に住民の方々の目的といいますか利用されたいというのが、そういった時期でもございますが、今も申しましたように柔軟な対応もさせていただいておりますので、その中でご利用いただけたらと現在のところは思っております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 日曜日は先ほどもおっしゃいました社会教育団体とか、そういった団体及び機関には使用していただいているということをおっしゃいましたが、やはり今度出される中で、やはり一般の方の利用を促進すると。できるだけ施設を有効活用していただきたいということで出されたわけでありますから、やはり休みが日曜日しかないという方ももちろんおられます。勤めている方はね。そういった方へのやはり開放もするべきであると思うんです。確かに、ずっともう1週間休みなしということはね、なかなかあれなので、例えば平日の月曜とかそういった、平日の日一日休館日にするとかそういった方法もあるのではないかと思いますけれども、その点お考えをお聞きいたします。

○議長（西山和樹君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） 先ほどからご質問をいただいているわけですが、日曜日につきましては十分に開放はさせていただいている予定というふうに思っております。現行、瑞穂地区4公民館あるわけですが、用務員さんをお願いをし、ほとんど開放をしておる状況でございますし、中央公民館あるいは、ふれあいセンターにつきましても職員が対応をさせていただいているいわゆる時間外、あるいは代休という措置の中で対応させていただいている状況でございますし、社会教育あるいは社会体育の事業と重なった場合は、まれにお断りをする場合があるかというふうに思うわけです。ただ、桧山公民館にしましても平成21年度ですと日曜日を4日間あけていますし、梅田公民館ですと15日間、三ノ宮公民館ですと11日、質美公民館も10回、中央公民館に至っては11日、ふれあいセンターは3日というふうに日曜日の要望がございましたら、あけている状況でございますし、こんな形で対応はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 日曜日も開放、要望があれば開放しているという答弁をいただきましたが、やはり条例の中でこうして日曜日等は休館ということになっておれば、やはり住民の方にとっては役所が休みであれば、そういったところも休みであろうという認識の方も確かにおられるわけであります。今おっしゃっていただいた開放、要望をしていただければ開放するという答弁をいただきましたが、やはりちょっとその辺の私たちの考えと食い違いがあるところがありまして、そないして要望があれば開放していただくということであれば、その点は了解いたしました。

続きまして、この中で第4条も使用の許可及び制限の中で改正はされておりますが、一つだけお伺いしたいのは、これまで公民館を使うて、それぞれの演説会なんかね、政党の演説会とかそういったことをしたい場合にもなかなか貸していただくことがなかったんです。この中にも書いてありますが、今回、この改正された中でのこういった公民館を貸していただいているそういった政党の演説会というものも許可していただけるのかどうか。その点の解釈というのがね、もう一つわかりづらいんです。言うたら公民館の活動として貸せないというのか、それとも公民館の施設としての貸し借り、そういった点の何か解釈の仕方が少しわかりづらいので、その点はどのように理解したらよろしいんでしょうか。

○議長（西山和樹君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） 社会教育法の第23条に公民館の運営方針というところがございまして、その2号に、特定の政党の利害に関する事業を行い、または公私の選挙に関し特定の候補者を支持することということにつきましては貸すことができないということになって

おります。無論、選挙での期間中の個人演説会等につきましてはお貸しをするという形になるんですけども、個別の選挙に関しましては、お貸しはできないということになっております。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 確かに「特定の政党、または宗教を支持」というふうに書いてありますが、公民館活動として支持ではなくして、その公民館の施設を借りるという解釈では借りられないんですか。その点だけちょっと、もう一つわかりづらいので。

○議長（西山和樹君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） その部分でも先ほど申し上げましたように、お貸しはする予定にはなっておりませんし、一応この中で、法に定められた中で運営をしていきたいというふうに思っております。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） それでは最後に、若者定住対策について町長にお尋ねをいたします。

人口減社会が叫ばれる中、「安心して子供が産める・子育てができる」「安心して老後を過ごすことができる」まちづくりが求められております。若者が住んでみたい、定住してみたい町にするために住宅環境を整えることや子育て支援が重要であると思いますが、本町には167戸の公営住宅、特定公共賃貸住宅がありますが、現在の入居状況はどうなっているのか、その点をお伺いします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

本年3月1日現在の入居状況についてですが、公営住宅97戸に対しまして92戸、そして特定公共賃貸住宅55戸に対しまして52戸、特別賃貸住宅15戸に対しまして13戸入居となっております。

なお、老朽化等の激しい公営住宅5戸と特別賃貸住宅2戸につきましては緊急時に一時的に使用できる政策空き家としておりますので、現在の空き家については特定公共賃貸住宅3戸ということになります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 今、入居状況をお伺いしまして、あいているところもあるように見ました。質美の場合は特公賃なんですけれども、もう丸々1年間ほど、なかなか入る方が

なくて、今、暮れから入りまして、8戸全部入っております。そういった入りづらいという点はね、やはり今こうした不況の中で所得もどんどん減ってきておりますし、そういった基準がありますわね、入居する場合に。その基準がなかなか高いのではないかとこのところを考えるんですけども、特公賃の場合は前回も質問をさせていただきました、この住宅を建てる時の補助の関係で、なかなかそういった基準を崩すことはできないということを答弁いただきましたが、ある程度の年数がたった場合のやはりそういった補助率というものを換えられるようなことはできないのか。その点を国にちょっと問い合わせいうたらおかしいですけど、求めるとかそういうことはできないものなんでしょうか。その点をちょっとお伺いします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それじゃ、お答えいたします。

公営住宅につきましては収入基準がゼロ円からでも応募できることとなっています。また、平成21年度において中堅所得者を対象とした特定公共賃貸住宅の入居基準を引き下げ、公営住宅希望者の競争率を低くする措置が講じられているところであります。

家賃については収入基準額の見直しと国に準じて実施いたしております。また、収入が著しく低額である入居者に対しましては家賃の減免措置の要綱を設けておりますので、維持・修繕費についても考慮する上で、上位法に従い適宜改正を行っているところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 確かに今おっしゃったように、国の法にのっとってされているわけですが、今回、国の方の見直し案の中で地方分権改革推進計画、そういった中での公営住宅の整備基準を都道府県及び市町村に委任する。条例訂正の基準については参酌すべき基準とする。項目の内容の中には公営住宅の整備基準とか入居の収入基準を自治体の条例に委任するというようなことが載っておりましたが、こういったことの少し説明をいただけたらうれしく思います。このことにのっとってやはり家賃の見直しとか、そういった基準の見直しができないものなのか。そういったものではないのかどうか、今回の出されております見直し案の中でね。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） ただいまの質問でございますが、今、国の方で進められていますように、公営住宅の整備基準なり入居収入基準額につきましては、都道府県並びに市町村の条例で定めるように今現在進められております。平成23年の4月1日から1年以内に

自治体の実情等を考慮する中で条例を定めなさいという、今、指示が来ております。その中で収入基準なり入居収入基準なりを条例の方へうたって、有効活用なりするようにという指示が来ておりますので、それに従いまして条例の方を定めていきたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 今、十倉課長から説明をいただきました。そういうことは言うたら、町に委任されるということは町の所得いうんですか、町の範囲、どういう言い方したらいい。それに合わせられるということなんでしょうか。合わせられるというんですかね。その参酌すべき基準というのは町の実況に見合うような入居収入基準とか、そういうことを定めることができるということでしょうか。ちょっとその辺が、理解がしにくいので。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 収入基準額でございますが、公営住宅の場合は収入部位が50%までということになっていまして、今、国の方から来ているのにつきましても50%の相当の額までの分については、収入基準額並びに収入部位を地方自治体の方で定めなさいというふうになっています。

以上です。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） なかなかちょっとこの時間内では私が理解しにくいのですが、今こういった若い方もどんどん就職もなかなかままならない。結婚もままならないと今状況ではあります。やはり町もこういった若い方にどんどん定住してもらうためにも、やはりそういった低賃金の住宅ということも建設ということも、また先には考えていただきたいと思います。その点を申し上げまして、終わらせていただきます。

○議長（西山和樹君） これで坂本美智代君の一般質問を終わります。

続いて、山内武夫君の発言を許可いたします。

7番、山内君。

○7番（山内武夫君） それでは、ただいまから通告書に従いまして私は1点目には、農業振興対策について、そして2点目には、学校給食の地元産米の使用について、そして3点目に、管理職の役職定年につきまして、それぞれ町長並びに教育長にお尋ねをしたいというふうに思います。

まず初めに、農業振興対策について町長にお尋ねをいたします。

今、所得税の確定申告が行われておりまして、私も先般、確定申告を行ってきたところな

んですけれども、特に農業所得、私も少しだけ農業の方をやっておりますので、そういう農業の収支の方を計算しておりますと、本当に非常に多くの経費がかかっておりまして、当然のことながら農業の収支というのが大赤字というような状況でございます。そのことによりまして所得税の一定還付がされるということにして、何か半面ちょっと得をしたような気分になっておるのが実態なんですけれども、そういうような状況の中で米価というのが年々下がり続けております。農業生産だけでは経営も破綻をして、農家の方からは農業では飯は食えんという悲痛な声も聞こえてまいります。農業の赤字部分を農業外のそういう収入で補わなければならないという農家の生活実態から一般的に言うと言われておりますけれども、ワーキングプアと言われるようなそういう状態に陥っているのではないのでしょうか。

先般、町の地域水田の農業推進協議会から平成22年産米の生産調整に係る集落配分が各集落にあったところであります。それを見ておりますと、割り当て面積が消化できない状況にあるというのが実態であります。近年、私の集落でも耕作者の高齢化が進みまして、作物をつくるどころか保全管理の草刈りさえできない、そういうような状態でありますし、また一方では、一たん病気にでもなりますと、たちまちつくり手がない、加えて、米をつくっても米価は年々引き下げられてきておりまして、つくればつくほど赤字、農業では飯を食えん、このような現実から生産意欲も減退をし、勢い耕作放棄につながっておるのが実態ではないのでしょうか。

昨年の農地法の改正によりまして農地転用や農地の権利移動規制の見直し、また、遊休農地対策の強化などが打ち出されたことによりまして、町長は先般の臨時議会におきましても行政組織を改変すべく農業委員会に本年4月から事務局に、専任職員を設置をされるところでありますが、このことは農業委員会の権限の強化が図られるというようなことで大いに賛成をするものですが、片一方では法律に基づくそういう規制やとか罰則だけでは農地の保全管理はできないというふうに考えておりますが、どうでしょうか。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

本年度の主要施策の概要では、農業従事者の高齢化と担い手不足により荒廃農地が増加をしておるというふうに言われておりますけれども、年々耕作放棄で荒廃地が増加する中で、町としてどのような対応策を講じようとするのか、まず1点、町長にお尋ねをいたします。

また、2点目には、新規就農者の支援についてお尋ねをいたします。

農業は米や野菜などのそういう農産物を生産する以外にも豊かな自然環境やとか美しい景観を保全するなどのそういうさまざまな多面的な役割があるというふうに言われておりますけれども、そういう中で農業の持つ重要性というのが叫ばれております。言うまでもなく京

丹波町の基幹産業、これは農林業でありますけれども、現実問題として高齢化と相まって休耕田や耕作放棄地が増加し、将来的には集落の維持ができなくなるというようなことも懸念をされる状況であります。このまま放置をすれば農地の荒廃が村の衰退、そしてまた消滅につながるとさえ言われておりますが、そういう状態が来るというようなことが懸念をされます。そのような中で、とりわけ瑞穂地域においても地域に根をおろして農業をやろうとする新規の就農者、また、Ｕターンなどで、農業で生活を立てようとする農業後継者も出てきておりますけれども、現在の不安定な農業情勢のもとでは将来の展望もなかなか見出せない。そういう厳しい経営環境にあるというふうに言えます。

町長は２２年度の事業として新規就農者に就農研修資金の償還金助成制度を創設をされるなど、担い手の支援と確保を図るとされておりますけれども、就農相談窓口の設置など具体的に新規就農者を受け入れる、そういう基盤ができているのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。町の表看板であります農業を持続可能なものとするために積極的な支援をすべきというふうに考えますが、町長の見解をお聞きをいたします。あわせて、各集落の農家組合や地域営農組織への支援も必要というふうに考えますが、どのような方策、方法をお考えか町長の見解、これもお聞きをしておきます。

それから３点目には、米の戸別の所得補償制度についてお伺いをいたします。

２２年度から自給率の向上を目的とした戸別の所得補償制度が導入をされまして、耕作田に対する助成とあわせて従来からの転作作物への奨励金を見直して助成をすることとなっております。今回の見直しでは町特産の小豆やとか京野菜は一般作物へと統一をされまして、今までの助成金が減額になるというふうに聞いておりますけれども、京丹波町の生産農家への影響はどれぐらいなのか。あわせて、減額が見込まれる作物に対する支援策をどのようにされるのかお伺いをいたします。

また、次に４点目には、野生鳥獣の被害防止についてもお伺いをいたします。

イノシシやとかサル、シカによる農作物の被害が年々増加をしております。新聞報道によりますと、野生鳥獣による京都府の２０年度の農作物の被害額と面積は近畿で最悪というふうに先般報道がされております。京丹波町でも被害は深刻でありますけれども、最近の年度別被害面積と被害額はどれぐらいなのか。あわせて、それぞれの個体数についてもお尋ねをいたします。

また、各農家では被害防止のために金網やとか電気柵を設置して懸命に防止に努めておりますけれども、もう防御は限界に達しておるというふうに言えます。特にシカなどは増え過ぎて、これは個体数を減らさなければ抜本的な解決にはならないというふうに思います。獺

師の方に聞きますと、シカはイノシシと違って肉などのそういう資源が有効活用ができないと、そういうふうなことから金にもならないということで、とってもまた処分にも困るというような実態の中で捕獲を敬遠されると、そういうような傾向もあるようでございます。そこで猟期外は当然のことですけれども、猟期中における駆除助成金を支給するなどですね。個体数を減らす、そういう駆除対策を講じるべきというふうに考えますが、どうでしょうか。

また、年度別の捕獲実績、これは町の捕獲実績ですけれども捕獲計画の約2分の1、半分であります。捕獲実績から見て計画は余りにも実態に合っていないというふうに考えます。再度計画の見直しをすべきというふうに考えますが、どうでしょうか。あわせて、今後の実行ある駆除対策についてもお伺いをいたしまして、農業振興対策についての1回目の質問といたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、耕作放棄地を解消するための施策であります。地域の多様な担い手を確保することがまず重要であると考えております。認定農業者や営農組織など担い手の育成対策を積極的に推進するとともに、ええ担い手が農業で生活できるよう、丹波ブランド産品など収益性の高い地域特産物の生産拡大、売れる米づくりなど特産物振興対策を強力に推進していきたいとそんな思いでおります。

2つ目ですけれど、新規就農者、農業後継者などの担い手支援につきましては、認定農業者、集落営農組織等の農業機械や施設整備、補助などへの支援、新規就農者希望者の受け入れ体制の整備や調整、定年退職後にUターンし農業に取り組まれる方への支援などにも努めてまいります。空き家が相当あるんですけれど、実際そういう新規就農者が使わせてほしいと言われたときに使ってもらえるかどうか等の調査も現在指示いたしているところであります。

地域における取り組みに対しましては、中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策を活用していただくとともに、京都府の「命の里」事業など地域連携組織による営農活動を支援する新たな制度も設置されておりますので、町としましてはそれらを活用した取り組みへ支援してまいりたいと考えているところであります。

作物ごとのことですが、この制度は作物ごとに全国一律で単価設定されているために、これまで産地確立交付金と比べ、本町の特産である小豆、京野菜については助成金が減少すると見込まれておりました。平成22年度においては継続して安定的な生産ができるよう激変緩和措置が講じられることとなり、京都府が単価を設定することになっております。また、これとあわせまして本町の単独事業として特産物等作付奨励や団体化助成等を行い、引き続

き特産物の生産振興を図ることといたしております。

鳥獣被害であります。平成20年度の鳥獣被害は、被害面積約67ヘクタール、被害金額にして約1,800万円でした。これは農業共済組合の被害データと農家組合の組合長さんへの調査により把握した数字でございます。本年度分は農家組合長さんへの調査を依頼している最中でございます。なお、京丹波町における鳥獣の生息頭数については把握できておりません。

狩猟期間中の狩猟者登録をすれば京丹波町以外の地域でも狩猟による捕獲行動が行えることから、猟期間中の町内の区域における駆除報奨金の支給は、現時点では実施困難であると思っております。山内議員と同じ情報を得ての私のこうした決断であります。京都府の特定鳥獣保護管理計画は、捕獲実績や生息頭数調査に基づいて見直しが行われているところであります。実態に合った計画になっていると私も認識いたしております。本町では平成22年度からシカの駆除報奨金の引き上げや銃器狩猟免許の取得支援など捕獲対策の充実を図るとともに、引き続き近隣市と連携した広域捕獲を実施することといたしております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○7番（山内武夫君） それぞれご答弁をいただいたんですけれども、何点かお聞きをしておきたいというふうに思います。

まず、耕作放棄地の関係ですけれども、この件につきましては国も来年度をめどに耕作放棄地をゼロにしようというようなことで目標を打ち出されておるようですけれども、高齢化やら後継者が不足しておるというようなことも大きな原因というふうに思いますけれども、近年の農産物価格の低下ということも大きな背景にありまして、補助金を足しても採算がとれんというようなそういう状態であります。このことが耕作放棄地を生んでいく大きな要因というふうにも考えております。今後、担い手の育成やとか農産物の販路の拡充など総合的な取り組みが必要やというふうに考えるんですけれども、再度町長からのお考えをお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 山内議員のご提言的な質問、全く同感なんです。販路等についてはある程度私の得意としている部分ですので、そうしたことを一、二年、3年目ぐらいから、ぜひ生かしていきたいとそんな思いでまずおります。

それと政府とか京都府が多くの政策に左右されるわけで、なかなかその辺については私にとやかく申しても米価決定とかいうことうまくいきませんので、この町でできる範囲で精い

っぱい耕作放棄地が減少するように頑張っていきたいとそんな思いであります。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○7番（山内武夫君） もう一点お聞きをしておくんですけれども、先般、NHKのテレビを見ておりましたら長野県の宮田村というのは大変有名なところですが、耕作放棄地対策の先進地というようなことでテレビ放映がありましたので、たまたま見ておったんですけれども、ここでは村が主体になって耕作地を一括借り上げしまして、10アール当たり6,000円で料金を設定して、その利用者に貸していくと。農地の所有とかそういう地主というような、そういう概念を取り外してしもうて、農地の所有は農家個人ですけれども、利用は村のそういう農地委員会が把握するという一村一農場のそういう農業システム、宮田方式というんですか、そういうふうなことを放映がされておりました。これは一つの例やというふうに思うんですけれども、今後やはり自分の農地をどう生かすのか。そしてまた将来のビジョンをそういうふうを示すときが今来ておるんやないかなあというふうなことを考えております。

高齢化が進みまして一方では若者に、農業に対する関心もないというそんなような状況の中で、農業のあり方が問われておるというふうに思いますが、再度町長の見解をお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） もうそういう方策もあるかなというふうに今受けとめました。農地を今後どういうふうに生かしていくかということは、この町にとっても大きな課題だという認識でまずおります。いろいろご提言いただいて、そのことを検討してまいりたいとそんな気持ちでおりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○7番（山内武夫君） 次に、新規就農者の関係につきまして何点かお聞きをしておきたいというふうに思います。

今回の当初予算で就農研修資金の償還金の助成制度が創設をされておりますけれども、平成16年以前は借り入れ資金が、全額が公費の方で負担をされておったというふうに私承知をしておるんですけれども、いつの間にかこの借り入れ資金が個人負担をしなければならない、こういうような制度になってきておるようなことやというふうに思っております。今日、担い手の減少やとか高齢化の進行の中で、新規に京丹波町へ移り住んできて農業をやろうとするようなそういう貴重な人材を育成するという、そういう趣旨からいいますと、今回個人負担をしなきゃならない、そういう制度に逆行してきておるというふうに考えるんですけれ

ども、これは府の方の制度自体の問題もあったというふうに考えるんですけども、それがどうかということで思いますのと、あともう一つ、この制度の貸付要件ですね。実地研修、研修先が先進の農家ということになっておるんですけども、それも当然のことですけども、やはりこういう方の新規就農者が、やはり自宅における研修といいですか、そういうものにつきましても対象にすべきやないやろか。そこら辺まで踏み込んで考えるべきやないかというふうなことを考えるんですけども、そういう中で町独自施策を検討されたいというふうに考えるんですけども、町長の見解をお聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

町独自の施策については、これからまたご提言いただいて検討してまいりたいと思います。

残余は、担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） お尋ねの京都府就農研修資金償還金助成事業のことですが、以前は全額助成、京都府が2分の1、市町村が2分の1という助成を行っておりました。17年度以降につきましては3分の2助成で、3分の1ずつを京都府と市町村が助成していくというように改正されました。府の制度でございますので、あと、その3分の1の自己負担につきまして、どうしていくのかというところになってくと思いますが、一定この制度は制度として、このまま継続はされなければならないと思っておりますが、違う面で農業研修に対する助成や支援につきまして、他の施策で支援していくという方法も考えられますので、新規農業者、農業後継者への支援について総合的な観点から支援策を今後検討していきたいというふうに思っております。

それから、自宅での農業研修についての支援についてということでございますが、制度上はございませんが、地域における指導農業士さん等にお世話になる中で、農業技術に対する指導をいただくなり、京都府の関係機関、農業改良普及センターなどの技術支援をいただきながら、農業新規就農者に対する研修支援を行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○7番（山内武夫君） それぞれいろんな助成制度があるというふうに思うんですけども、今回せっかく償還金の助成制度、新規でつくってもらいましたので、もう少し踏み込んで、今もありましたように、以前は全額公費負担でやっておいて、今日、大変、新規就農を大事にせんなんようなこういう時代になってきてですね、逆行しとるような実態ですので、再度そこら辺のことをもう一度検討していただきたいということを言うておきます。

それともう一つ、新規就農者の受け入れにつきまして、今回、町の方でも空き家の登録制度の調査もされるようですけれども、現状は空き家があっても、なかなか田舎では家屋のそういう家の貸し借りができないというのが現状であります。一方、新規就農の方が家を作るにしても、そういう就農の裏づけといいますか、そういう基盤がないというようなことで金融機関から融資をしてもらえないというのも実態であります。そういう中で、ほかの町では空き家の登録バンクなどを立ち上げて受け入れをしておる、そういう実態もありますので、町が窓口になって定住希望者に空き家をあっせんする、そういう制度を早急に創設をすべきやというふうに考えるんですけれども、再度その点につきましても町長の見解をお聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町長就任以来いろいろそういう方々と面談させてもらった中で、ああ、そうだなと、空き家がいっぱいあるけれど、なかなかよそから来られた方に一对一で賃貸が難しいんだなという実態を承知しました。そんなことで行政がやっぱり仲を取り持った方がスムーズにいくんじゃないかということで、今ご提言いただいているような一つのシステムを構築したいという前提での調査であります。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○7番（山内武夫君） 次に、米の戸別所得補償制度の件につきましてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

今も町長の方から奨励金の関係等の答弁をいただいたんですけれども、今回、京都府として、先ほども答弁ありましたように、激変緩和のための府単独措置をするということになっておるようなんですけれども、その具体的な金額が京都府の方からもう示されておるのかどうか、1点お聞きをしておきますと、あともう一つは、先般、瑞穂地域でも農家組合長集めまして、この補償制度の説明会があったんですけれども、まだその時点では何ら具体的な要綱も決まっておらんということで不十分な説明でありました。各農家に、私も農家組合長しておりますので、説明するのに弱っておったんですけれども、そのときには具体的にまた要綱が決まったら説明もするというところで、3月中にしたいというようなことで答弁があったんですけれども、具体的に各集落へ出向いて説明をするのかどうか。また、いつごろに、どのような形態で説明をされるのかお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 都道府県で設定されます激変緩和措置の価格についてでございますが、現在、京都府において最終調整をされておりました、作物ごとの価格については

まだ発表はされていないという状況にあります。

それから、戸別所得補償モデル対策の説明につきましては、さきの農家組合長会議を開催させていただいた折には詳しいことまで、まだ決まっていなかったわけですが、今後この京都府の激変緩和措置を受けまして、それぞれの広報媒体、それから集落営農懇談会などを通じまして、お知らせをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○7番（山内武夫君） 次に、野生鳥獣の被害防止についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

有害鳥獣駆除で例えばシカを駆除した場合ですけれども、本年度から報奨金が2万円に増額になるというようなことで予算計上もしていただいておりますけれども、例えば、わなでの捕獲の場合、わなの材料費、あれは1個5,000円かかるわけなんですね。そしてもうシカも一度きりと。1回使ったらもうばねが伸びてしまって、次からは使えないというような実態になるんですけれども、そういうことでわなの材料費が非常に高ついておるとというのが実態のようにあります。そこで、わなの材料費、これに対する助成というのは考えられないのかどうか、お尋ねをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 決裁する中で、鉄砲よりもわなの捕獲の方が多いなあということを承知しとるんですけれど、今初めて実をいうと5,000円かかるということを知りました。これからは検討させていただきたいとそのように思います。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○7番（山内武夫君） ぜひとも検討の方をよろしくお願いいたします。

それからもう一点、鳥獣捕獲物の処分方法についてお尋ねをしておきます。

この捕獲したものの処分の方法につきましては捕獲申請時、個人が処分方法を決めるということになっておりますけれども、原則として捕獲物は捕獲した人が持ち帰るということになっておりますが、やむを得ない場合は適切な方法で埋設をするということになっております。現状どのような方法で処分をされておるのかお尋ねをしておきます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） シカの捕獲後の処分でございますが、これにつきましては捕獲の報奨の範囲に含んでおりまして、それぞれ捕獲いただいた方によりまして、埋設等の方法によって処分をいただいております。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○ 7 番（山内武夫君） 今、埋設等の方法で処分はされておるといのは聞いておったんですけども、京都府の鳥獣保護計画では、捕獲物は山野に放置することがないようにしなければならぬというふうになっております。駆除したシカなどは言ってみれば自分で処分をしなければならぬところなんですけれども、シカの埋設については、あれ、大変大きなものですので、シカというのが。なかなかスコップぐらいでは埋設もできんと。少々浅く埋めたぐらいでは、ほかのもんが掘ってしまうというようなこともありますし、大変目方も大きいものですので大変労力もかかる。そしてまた埋設しようと思うたら深く埋めんなんのんで、簡単な重機みたいなものも要るということで、非常に経費がかかるというふうなことが言われております。

このようなことがシカの捕獲が敬遠されるそういう理由にもなっておるといふふうに考えております。お隣の篠山市の例を聞いておりますと、市が埋設の場所を確保して、そこで処理をされておるといふような例も聞いております。今日の環境面から考えましても町で引き取りやとか埋設を検討すべきではないか、こういうふうなことも考えるわけなんですけれども、町長の見解をお聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今お聞きした篠山方式も本当に、ええ検討に値するなあというまず思っております。というのは一人ずつに、また埋設料何ぼといって上積みするよりも、全体の制度として確立した方がいいという考えではおります。

以上、答弁です。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○ 7 番（山内武夫君） 捕獲したそういう有害鳥獣の関係なんですけれども、これは町村長の責任において有効活用ができるというふうにもなっております。南丹市の美山町、美山の方へ聞いておりましたが、新聞にも載っておりますけれども、シカ肉の有効利用を検討いたしますか、されておるようですので、町としてもそういうような資源活用を検討すべきやないかというふうに考えるんですけれども、そういう点についての町長の見解、お聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 資源活用はもう本当に積極的に検討すべきだと思います。行政もそのことではお手伝いできるというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○ 7 番（山内武夫君） 次に、学校給食の問題につきまして教育長にお尋ねをしておきたいと

いうふうに思います。

学校給食は学校教育の一環として位置づけられておりまして、それに従った指導もされております。学校給食の地産地消を進めることは、学校給食が生きた教材としての役割を果たしているというふうに考えます。お隣の南丹市、また亀岡市でも地元産の米を給食に使っておりまして、他町から転任やとかそうして来た先生からは、せっかくおいしい地元の京丹波町米があるのに、なぜ使わへんのやというようなことで、こちらへ来てびっくりしたというような声もお聞きをするところであります。現在、瑞穂地域では自校炊飯を、また丹波・和知地域は給食センターでの米飯給食を実施しております。

そこで、教育長にお尋ねをいたします。

京丹波町の給食は学校給食会からのブレンド米を使用しておりますが、米、野菜などの地元産食材の使用品目と使用割合についてお尋ねをいたします。また、一年を通して地元町内からとれたご飯を食べることによって生産者の苦勞を伝え、食べ物のありがたさという心をはぐくむことにつながるのではないのでしょうか。

あわせて、大きな問題となりました事故米に象徴される安心・安全を確保することや、米以外の野菜などの食材についても食育の面からも推進すべきというふうに考えますが、教育長の見解をお聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺井教育長。

○教育長（寺井行雄君） それでは、山内議員さんの質問にお答えをいたします。

まず1点目でございますが、米とか野菜など地元産の食材、使用品目と使用割合についてでございます。

今年度の給食米につきましては、学校給食会が全農から仕入れました京都府産のキヌヒカリとヒノヒカリをブレンドした米、約11トンを使用しております。野菜等の地元産はミズナ、ホウレンソウなどの軟弱野菜を初め、タマネギ、大根、ジャガイモなど各種野菜、また、黒豆やシイタケ、ハタケシメジなど地元産物を使用しております。さらに、今年度の給食週間、これは1月末の1週間でございますが、この給食週間には地元産のイノシシ肉を使ったぼたん鍋や地元造り酒屋の酒かすを使ったかす汁なども提供いたしました。

使用割合といたしましては、2月、3月の野菜等の収穫が少ない月を除き、通常はメニューにもよりますが、1週間5回の給食のうち三、四回は地元食材が入った給食を提供しております。

それから、特に安心・安全を確保するための地元産米を使用すべきということのご質問でございますが、平成22年度から地元産米の利用拡大を図るべく、すべての給食米を京丹波

町産キヌヒカリとすることで学校給食会との協議を終えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○7番（山内武夫君） 今、教育長の答弁では今年度から地元産米を使うというようなことですが、現在の1食当たりの単価は幾らになっておるのか。地元産を使用するとまた幾らになるのか。試算ができておりましたらお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺井教育長。

○教育長（寺井行雄君） 児童なり小学校の職員でございますが、小学校ですが、1食単価は255円でございます、中学校の職員が265円ということになっております。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○7番（山内武夫君） 今、1食当たりの単価が255円というのを聞いたんですけれども、これが22年度になったらどうなるのか。22年度のそれは単価ですか。ちょっとお聞きいたします。

○議長（西山和樹君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） 21年も22年もこの単価ということでございまして、その分につきましては確かに、キヌヒカリとヒノヒカリのブレンド米はキロ327円で現在買っております。22年につきましては334円という形で、キログラム当たり約7円上がるわけですが、そのアップ分につきましては京都府の地場産物活用奨励補助金を申請させていただいて助成をいただくという予定にしております。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○7番（山内武夫君） 地元産を使いますと今も少し単価が上がるということでしたけれども、そういう有利な補助制度がありましたら十分使っていただいて、できるだけ負担が児童生徒にかからんようによろしくお願いをしたいというふうに思っております。

それから最後に、管理職の役職定年につきまして町長にお尋ねをいたします。

前松原町長は就任以来、まずは財政の健全化を図るということを第一に経常経費の削減、とりわけ人件費に係る職員定数の適正化にも努めてこられ、55歳での役職定年制を導入をされてまいりました。このことについて私は知識も経験も豊富な有能な職員を年齢だけで打ち切るのは町にとっても大きな損失であり、役職定年制は廃止すべきと主張をしてまいりました。私の質問に対して前町長は、適正化計画の中でしかるべき時期に見直すときも来るのではないかと答弁でありました。

そこで、町長にお尋ねをいたします。長年、町のため、また住民のために働いてきた職員

を55歳という年齢だけで降格にするというのは余りにもひどい制度でありまして、最後ぐらいは思い切り働いて悔いはないと、充実した仕事ができたと、そう言ってもらえるような言ってみれば、きれいな引き際といいますか花道を飾る、そういう制度といいますか、そうすべきやというふうに考えております。寺尾町長はこのような制度を今後とも引き継いでいこうとされるのかどうか、見解をお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

管理職の役職定年につきましては種々ご意見をいただいているところでございますが、平成22年度から職員の人事評価制度を導入まずいたします。したがいまして、この制度の導入とあわせまして役職定年につきましても22年度中に見直しを検討してまいりたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○7番（山内武夫君） 人事評価制度とあわせて見直す、一応検討するということですのであれなんですけれども、再度言うておきますと、年々課長がかわっていくと、今までね、4年間、毎年のように課長級がかわってまいりました。このようなことですね、やはり町民のサービスが、責任あるサービスができるのかどうかというのがごっつい私は問題やというふうに考えております。役職定年をすることによって管理職手当はなくなりますけれども、しかし、基本給自体は下がらんわけですので、決して給料が安くなるということではありませんし、むしろ降格した後の仕事の内容等々から考えてまいりますと、人件費は費用対効果で反対に高くなるというふうな感じすら受けるというふうに思っております。そう考えますと、この管理職の定年、役職定年制度、こういう制度になんのメリットもないというふうに考えるんですけれども、再度、町長の見解お聞きしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、60歳までおれるようですが、55歳で管理職を下りてもらって、管理職定年制度ですね。このことは、あまり私は賛成できないというふうにもともと考えております。やっぱりいろんな雇用形態があるわけですが、人事評価を正しくすることによって、55歳定年ということにはならんというふうにまず考えております。

そういう意味合い検討ですので、そのように御理解いただいたらうれしく思います。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○3番（山内武夫君） 町長の思いは受け止めたところですけども、この管理職の役職定年、この制度ですね、やはり、厳しい人事制度をやはり運用する、そういう覚悟がない上に作り

出された私は制度やというふうに考えております。

今回、町長が人事評価制度を導入が提案されておりますけれども、当然、職員の資質向上やとか職場における適材適所といったことも、そういうことも含めた中で総合評価されて、こういう人事評価制度が導入されるのやというふうに考えておるんですけれども、やはり、この制度、やっぱり導入するのやったら、今も町長言われましたように、きっぱりと役職定年制度というのがもう廃止をするべきやというふうに考えておりますし、職員が元気で活力のあるそういう職場にできるように制度を思い切っにかえていただきたいということを申し上げておきます。

再度答弁いただきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっとお答えするのがもれておったなと思ったんですが、答弁の機会を与えていただきました。

人件費ということを重点に５５歳役職定年制ということであれば、私はあってない思うんですね。人件費というもんは全体でやっぱり見ていくべきことだという、まず観点に立っております。

そんなことで、ぜひこの制度については、検討したい、検討と言うよりもよい方向へ向きたいということであります。

○３番（山内武夫君） 以上で質問を終わります。

○議長（西山和樹君） 山内武夫君の一般質問を終了いたします。

ただいまから暫時休憩をいたします。

１０時５０分から再開いたします。

休憩 午前 １０時４０分

再開 午前 １０時５０分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、東まさ子君の発言を許可いたします。

８番、東まさ子君。

○８番（東まさ子君） それでは、ただいまから平成２２年第１回定例議会におきます一般質問を行います。

最初に国民健康保険についてお聞きをいたします。

本町の国保税は２０年度、２１年度と連続引き上げで、１人当たり２万７、０００円の負担増となり、国保税が一気に２倍近くになって払えないという悲鳴や、役場への問い合わせ

が１００名超すというふうな状況でありました。

２２年度は提案説明によりますと、高齢化の進展による医療費の増加、また今日の経済情勢を反映した被保険者の負担能力の低下によって、財政状態は危機的状況にあるとして税率改定を行うべきところであるが、厳しい経済情勢や住民負担に配慮をして据え置くこととし、医療費の適性化対策、収納率向上対策、また特定検診、特定保健指導に取り組み、財政安定化と負担の公平性の確保を図るとされております。

まず第一に町長は財政の安定化とおっしゃっておられますが、国保の財政状況を危機的状況にした原因は国保への国の補助金を大幅に削減してきたことにあります。本町では、平成１３年度は３８％ありました国からの補助金が２０年度では２４％へと国の責任を大きく後退させております。国保は第１条で国保は社会保障であることを明確にしておりますし、四条では、国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならないと国の義務を規定しております。国保への国の補助金を大幅削減してきた国の責任は重大であると思っておりますが、町長の見解をまずお聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、国の責任についてということでございますが、御指摘のとおり、国民健康保険は、国民皆保険の中核的役割を担うと共に、医療のセーフティーネットとして国民の健康を支えております。

しかしながら、産業構造の変化や少子高齢化の進展により、被保険者は低所得者や無職者などが多くを占め、国保財政は危機的状況になっております。したがって、制度設計者である国において財政支援の強化や保険者の再編等の抜本的改革が必要であると町村会などを通じまして申し上げているところであります。

○議長（西山和樹君） 東君。

○８番（東まさ子君） さらにお聞きをいたします。

国の責任ということ言えば、本町はもう子どもの医療費の無料化、中学校まで無料という制度を行っておりますが、こうした医療制度の助成している自治体に対しまして、これが医療費がふえる原因となっているとして国の補助金を減額するというペナルティーをかけております。本町では、２０年度の資料では２，０００万円余り、また収納率が低下しているこれを理由にいたしまして、本町では７３０万円など、国保への国からの補助金を削減してきております。この二つの補助金の削減、２，７００万円になりますが、この２，７００万円ってというのは、一人当たり５，０００円。一世帯当たり１万円の引き下げが可能となる財源でございます。こうした国からの補助金削減という制裁措置、これが保険税を大きく引き

上げる要因ともなっておりますが、国のこうした制裁措置について、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 制裁措置への見解ということでございますが、これにつきましては、発給分につきましては、独自施策によっておっしゃるとおり医療費増につながっているということでありますので、一定、その辺はそれだけの余裕はもちろんないわけでございますが、一定それが医療費を引き上げる要因になっておることから削減をされておることでございますし、さらに徴収率に関するペナルティーにつきましても、徴収努力をしておるところと、したにもかかわらずでございますが、若干効果が上がってないところについてのペナルティーを付けることによって徴収率を上げるという意図でございますので、これにつきましては一定致し方ないかなというふうにも考えております。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 町長からはまず最初に、国保が危機的状況にあるということで、国の方でも府の方でもそうでもあると思いますが、抜本的改革が検討されているということ、そういうことで町村会もそういう方向であるような、そういう答弁でありましたけれども、抜本的改革と言われましても、国からの補助金を削減したまま、そして、加入者の負担をこういうふうに重くしている、そういう状況のままでの抜本的改革ということでは、財政面だけの抜本的改革では加入者のそういう負担は大変であり、この解決ができないというふうになってまいります。

そこで、町長からは答弁が頂けなかったわけですが、今、伴田課長が言われましたように、本町で言えば、二つ合わせて2,700万円が補助金削減されておまして、これが大きく私たちの保険税を引き上げる要因になっているというふうに伴田課長もおっしゃっておられます。

こうした制裁措置でありますね、こういうこと、また補助金の増額、抜本的改革というのは今おっしゃられましたけれども、当面、本当に今大変なんでありますので、補助金の増額、また制裁措置をやめるという、そういうことを事あるたびに国やら府に言っていくことが大切だと思っておりますが、そういうことをされているというふうなことだとは思いますが、こういう時期でありますので、さらに強めていただくことについて見解をお聞きいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） しっかりと制裁措置ということか、正確に承知してないんですが、こ

ういう事実があるとすれば、本町として申し出をしていきたいと。基本的には、制度設計、あるいは財政措置、国の政策が変わってね、今、東議員がおっしゃったように２８％から２４％に引き下げられたということが当面非常に問題になっているという、私は認識しております。そのことの改善のために府下の市町村長挙げて、国に、府に要望してまいりたいという気持ちでいることを表明しておきます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○８番（東まさ子君） また、高い国保税になっているわけでありますが、国保財政を安定化させるためには、国からのそういう補助金を増額してもらうということも大切でありますが、府の支援も重要であります。府の補助金について、この間どうなっているのかお伺いをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それじゃ、お答えいたします。

府独自の補助額につきましては、２０年度決算において財政調整交付金７，８０８万２，０００円を受け入れておりますが、その内特別調整交付金分の２，７５３万８，０００円が該当すると考えております。

○議長（西山和樹君） 東君。

○８番（東まさ子君） 府からのお金も入っているわけでありますが、これは、国が４３％ですね、かかった医療費の。そして府が７％を負担するというふうなことになっております。その内特別分として、２，７５３万８，０００円が府の独自の補助金に該当しているというふうに町長おっしゃられているのかどうか、きっちりそういうふうに府からの補助金は本町に入ってきているのかどうか、法定分以外に入ってきているのかどうか、改めてお聞きしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 詳細ですので、担当課長から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 府からの補助金につきましては、ただいま町長が申しましたとおりでございます。２０年度で申しますと７，８０８万２，０００円を財政調整交付金として受け入れておると。その内の特別調整交付金が２，７５３万８，０００円であるということでございます。この特別調整交付金というのは、まさに特別分でございますので、いうならば、これが府の独自分であるというふうに考えておるということでございます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○ 8 番（東まさ子君） 府への補助金の増額も国とあわせて積極的に活動して頂きますよう、改めてお願いしておきます。

次に、資格証明書についてであります。

滞納者に対するペナルティーとして子どもや高齢者のいる家庭であっても短期保険証あるいは資格書が発行され、そのために安心して病院に行けない状況になっておりましたが、この間の大きな運動の中で法の改正がされまして、中学生までの子どもがいる家庭においては病院窓口で10割負担となる資格書の発行はやめて、短期証を渡すこととなり、安心して病院へ行ける状況へ一歩前進をいたしました。そして、高校生にもその方法が見直しが検討されているというふうに12月議会で答弁がありました。

しかし、すべての人が安心して病院にかかれるようにしなければなりません。そのために、保険証の取り上げはやめることを求めるものであります。20年度決算では滞納世帯641世帯ありまして、その内資格証明書発行が45世帯、これは12月議会でお聞きしたところではありますが、となると、短期保険証の交付はその残りの596世帯でよいのでしょうか、お聞きをしておきます。

それと、これまでは弁明書という形で文書でのやり取りをされまして、何も連絡がなければ資格書というようなことが行われてまいりました。一昨年からの子どもの無保険の問題が大きくなりまして、本町もいろいろと面談など、ご努力を頂いていると思っております。町長は訪問活動を行って、面談を通じて発行しなくてもよい状況になることを願っているとおっしゃっております。面談をして頂いて、この人は払う能力があるのに払っていないと、そういう状況がはっきりしない限り保険証は取り上げないというふうにされるべきではありませんか。

また、被保険者の健康をきちんと守る、こういう意味におきましては、早急に連絡のとれていないところは、とっていただきまして、資格書は発行しないという、そういう形に持っていかなければならないと思いますが、この間の訪問、面談活動について、お尋ねをいたします。

また、滞納すると保険証、短期証というものもありまして、本町では6か月の短期証となっていると思うんですが、発行されておりますが、その中で保険証が、その短期証が届いていない役場に預かったままになっているという、そういう保険証の数はあるのでしょうか。ありましたらご報告をお願いいたします。以上です。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

まず、資格証明書につきましては、2月末現在で46世帯。短期証につきましては、120世帯であります。なお、訪問活動につきましては、昨年5月には住民課と税務課合同で滞納世帯221件の訪問活動を行いました。留守家庭が多く、資格書対象世帯に面談できたのはわずか2件であります。以上です。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 221件訪問はされたということであり。資格書対象家庭世帯に会えたのは2件ということでありました。

町長もそういうふうに保険証が面談を通じて皆のところに届くようになればよいというふうにおっしゃっておられるわけであり。昨年の5月ですか、ということでありまして、もうかれこれ大分1年近くたとうとしておるのでありますから、そういうところはやっぱりきちんと健康がかかった問題でありますので、面談をしていただくということが大切であると思っておりますが、その点についてはどうでしょうか。しっかりと面談活動をやっていたのか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私自身、面談は非常に大事だという認識であります。私の場合ですとご案内いただいたら出かけるという基本的な調整運営スタンスをこれからも堅持していきたいと思っておりますが、職員にもそのように指導してまいりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 大前提は保険証は取り上げないということであり。こうした制裁措置ですね、資格書とか短期証とかいう発行するという、そういうことで徴収率の向上を図ろうという、そういう考え方自身が社会保障である国保の立場からは間違っているというふうに思っております。

したがって、面談をしていただいて、はっきりその能力があるのに払わないということがわからない限り、これは取り上げるべきではないというふうなことで、そういう立場で取り組んでいただきたいと思います。

それですが、保険税の徴収問題につきまして、この4月からこの滞納分につきましては、京都地方税機構へ移管するという、そういう徴収体制の見直し、あるいは滞納処分の強化が行われるというふうに、税機構へいくことによってなります。今も質疑をいたしておりましたように、徴収を向上させるということで、そういういろんな保険証が発行されてきているわけであり。低所得の加入者が、もう本当に圧倒的に多いというのがこの京丹波町、

特にあります。200万以下の所得が87.4%でありますし、100万以下を見ましても7割近い層があります。このように本当に低所得であるというふうな加入しているというのが京丹波町の実態であります。

税機構へいくわけではありますが、徴収体制の強化をしていくということでもあります、いくことによってね。現実にはそういうことをされる中で、生活状況がどうかということがしっかりつかんでいただくということがなければ、税金だけとればそういう形になってしまうことになりまして生活もできない。また、より貧困が広がる。健康にも影響が出てくるという、そういうことにもつながってくると思っておりますが、その辺り、具体的にどのように思っておられるのか、また、考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 基本的には悪循環にならんようにということは私考えたいと思いますね。それと、制裁かもわかりません、親に対しては。ただし、この短期証を出したり、資格証明書を出すというのは、私の考えで言いますと、これは親の責めが子どもにあるんじゃないし、健康を守るという視点で発行しているものだというふうにならず認識もいたしております。以上、答弁といたします。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 町長の答弁をいただいたわけではありますが、徴収の強化によりまして、本当に生活が脅かされない、そういうことが守られなくてはならないと思っております。そのためにまた徴収率の向上ですね、そのために減免制度の充実というのが必要になってくると思っております。この間、本町ではそういう申請による減免というのは1件もなかったということではありますが、そういうものを充実させていくということも大切でありますので、積極的にそういう対応も面談する中で、やっぱり制度の周知なども含めて行っていただきたいと思っております。

次に、一般会計からの繰入ということではありますが、今さっきにも言いましたように、京丹波町は所得が150万以下の世帯7割、200万以下でありますと87.4%という低所得者層が加入している国保であります。同じように医療費がかかることとしまして、本当に所得の低いそういう人たちがたくさん入っている国保会計がその医療費を税でまかなおうとすると、低所得者の方からも大変な高額な税をもらわなければ体制が支えられないということになります。20年度決算資料では、滞納世帯が今さっきにも言いましたが、641世帯で、ありました。加入世帯が2,828世帯ということで、これの22%、5人に1人が滞納、払えないという状況になっております。未収額は2,931万円となっております、

前年度と比べて８００万円の増加となっております。毎年滞納世帯と未収額がふえてきております。２１年度、まだ途中であります、今時点の収納率はどうなっているのかお聞きをしたいと思ひますし、また、１２月議会で要望しておりました所得と滞納の関係について試算ができておりましたらご報告をいただきたいと思ひております。

１２月議会では、本町には財源がないということでありました。国も今、厳しい経済情勢ということで、地方自治体への支援ということを行っておりますが、一方、自治体におきましては、暮らしを支援するというのではなくて、こうした負担がふえていく、こういう状況が続いております。２２年度の税率は変えないとおっしゃられましても、収入が減っているもとでは、負担増に代わりはありません。基金もでありますし、一般会計からも繰入を行いまして、保険税を引き下げてほしいというのが住民の声であります。

そこで、府下での一般会計からの繰入の状況についてお聞きをいたします。また、試算についてもできておりましたらお聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

京都府下の２０年度における一般会計からの繰入状況ですが、名目が多数に分かれておりますが、税の負担緩和分として繰り入れておりますのは３団体、減免分及び波及増分を含めますと８団体、決算補てん等収入不足分を含めますと、１１団体となっております。残余については、担当課から答弁いたします。

○議長（西山和樹君） 稲葉税務課長。

○税務課長（稲葉 出君） それでは、東議員さんの私の方に係る分につきましてのご質問にお答えしたいと思います。

２１年度２月末での収納率でございますけれども、２月末で国保の現年分が７４．４％ということで、昨年同月比マイナス２．４９％。それから過年分につきましては１０．１６％ということで、前年比マイナス２．４９％となっております、非常に厳しい状況でございます。

それから１２月議会でもお尋ねでございました２０年度末の国保の滞納者の所得階層別の状況でございます。国保の２１年の基準総所得より調査分類をさせていただいた結果でございます。滞納者は先ほども東議員さんからありましたように、６４１人ということでございまして、その内訳でございます。１００万円以下が２０４人というか２０４世帯、それから１００万から２００万以下が６３人、２００万から３００万以下が１７人、それから３００万から４００万以下が８人、それから４００万から５００万以下は０、５００万以上が２

人ということで、合計２９４人になっております。それから、未申告者ですけれども、８０人ということで、多くは行方不明や居所不明の方、もしくは国保の所得につきましては世帯での所得ということになっておりますので、被扶養者は別といたしまして、一人でも所得が申告されてない方がありましたら、未申告預りということで、あわせて８０名ということでございます。

それと、国保資格の喪失者ということで、町外へ転出されまじたり、死亡の方、それから生保の開始とかいった方、統計２６７人でございます。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○８番（東まさ子君） 今、所得と滞納の関係についてお聞きをいたしましたし、収納率についてもお聞きしたわけですが、今報告いただいたのを見ますと、１００万円以下のところで２０４世帯が滞納ということになりますし、２００万円の段階でも６３ということで、もう２００万円以下も圧倒的多数のところで滞納がされているということで、もうこれ以上払えないという、そういう状況があらわれておりまして、本町の国保が本当に高くなっているということをあらわしております。

これ以上本当に増えれば、さらに悪化をしていくということで、町長がおっしゃられておりましたように悪循環になってまいります。本当に低所得者層での滞納率が高いということが明らかになったわけであります。

そういったところで、一般会計からの繰り入れにつきましても、税が高いさかいに緩和をしているというところが３団体でありますし、先ほど申しましたような福祉医療ですね、子どもの医療費の無料化の国の補助金削減、こうしたところに町、自治体が一般会計から繰り入れているというのが８団体ということでありましたし、赤字決算ということで、これはあわせて合計１１団体ということで、差額がなってくるのかわかりませんが、そういうところに一般会計からも繰り入れをしているという、そういう自治体があるということであります。

このように、私たちは、その納めている保険料ですね、医療費以外に福祉医療に対する波及分でありましたり、収納率が低いことによるペナルティーでありましたり、いろいろ所得が低いにもかかわらずいろんなもんが重なりまして、大変高い国保税になっております。

こうした医療費以外の例えば医療費以外の原因で国保税を高くしているというのがあるんですが、この分を被保険者、国保税にすべて本町は負担をさせているということになります。こうしたことについてはどのようにお考えでしょうか。お聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっとつかみ切れてないかもわかりませんが、それぞれ制度に

基づいて健康保険組合っていいのか、入ってますので、したがって一般会計というところからこの国保会計ばかりに入れるということについては、税の公平性の観点で矛盾が生じるんじゃないかという認識ではおります。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） よその自治体では国保税が高いということでいろんな観点から一般会計から繰り入れしているんですね。本町は基金があるということで基金の繰り入れをして、22年度もやっていこうとしているわけでありますけれども、しっかりとこういうところを本当に皆、すべて被保険者にこの負担をかぶせていってよいのかどうかということも含めて、国保の運協も含めて検討をしていっていただくことが大切だと思っておりますので、その点についてお願い、要望しておきたいと思います。

すべてこのような負担を被保険者にかぶせるということは、大変ひどいというふうに思っておりますので、ぜひとも検討していただいて、一般会計からも繰り入れするということこそ、本当にいろんな健保ですとかそういうところは事業所からの半分の負担もありますし、町の職員さんにおきまして、公費から半分入っているということでもありますので、負担の公平性からいっても、やはり国保は本当にすべてが加入者にかかっているということでひどい状況でありますので、真剣に考えていただきたいと思います。

続いて、地方税機構についてお尋ねいたします。地方税機構が4月から本格実施となります。本町は国保税の滞納についても、税機構へ移管します。町長もご存じのように国保は他の税と違いまして、私たちの健康と命とくらしを守る、そういう医療保険制度であります。

先ほどもいろいろ短期証、資格書の問題をお尋ねしましたように、面談して本人の生活状況や病気の有無などを調査いたしまして、特別の事情がないかどうか正確に判断することが大事であります。

昨日の一般質問の答弁にもありましたように、98%の徴収を目標としております。滞納という事実だけをもって無条件に取り立てを迫っていく、取り立て機構の役割が中心になるのではないかと心配をいたしております。12月議会では、国保も税だから移管するんだと言われましたけれども、きめ細かい対応が必要であります。以前には、伊根町に視察をいたしましたときには、国保を最優先していただいた代金については投入しているというふうなこともお聞きいたしましたが、そうした配慮が特に国保では必要ではないかと思っております。きめ細かな対応、親切な対応がこの税機構で貫かれるのか、お聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

まず、質問の中に取り立て機構になるんやないかというご懸念でした。そういうことにならないように、まず私も多分役員に入りますので、発言してまいりたいというふうに考えております。

国保税滞納分につきましても一般税滞納分同様に地方税機構へ移管することといたしております。以上です。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） まず、また町で府税ですね、そうした国保も含めてですけども、納期限を一定経過したものは税機構へ移管するとされておりますが、すべての滞納案件が自動的に機構送りになるのかどうか、お尋ねをいたします。特に、年度内分納ということで一遍に4回に払うのでは大変負担であるけれども、12回で分けて払うのであれば払いやすいしというふうな、そういう分納をされる方もあると思っておりますし、特に低所得者層についてのこともありますので、そこら辺のところの考え方についてすべて自動的に機構送りにされるのかどうかお聞きをします。

○議長（西山和樹君） 稲葉税務課長。

○税務課長（稲葉 出君） 滞納分につきましては、国保税も含めましてすべて自動的に移管するかというご質問ですけれども、今、議員さんからもございましたように、地方税それから国保税、府税、それらのすべての税目につきまして、納期限を一定経過しました滞納案件を対象にしまして、消滅時効分は除きまして移管可能な全案件を移管することといたしております。

低所得者層についてのことでございますけれども、これは今私たちが税務課でやっていること、それから税機構にいきましても基本的な姿勢は変わらないと思っております。それぞれの生活の実態ですとか、いろんな財産状況ですとか、そういった辺りをきっちりと納税折衝の中でお聞きし、また調査する中で個々に対応をされていくべきものと思っております。以上です。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 特に自治体におきましては、生活するための最低限度の生活を保障する責任がありますので、そこら辺のところをしっかりと守っていただくようお願いしておきます。

次に、公契約についてお尋ねいたします。17年に合併いたしました本町は、行財政改革の目玉といたしまして職員適性化計画を策定して、人件費の削減に取り組まれてきました。当初22年までの5カ年で70人削減し、職員数を312人とするとしておりましたけれども、19年に既に307人になりまして、目標を288人に改定をいたしました。適正化計

画の中でも説明がされているように、足りないところは臨時職員の皆さんの配置などによって、職員数を抑制してきたというふうなことが書いてありますが、現在、正規の職員さんが288人で嘱託職員さんが51人、臨時職員さんが50人と、職員における非正規職員数が増大しております。例えば、保育士さんは3保育所、1分園ありますが、正規の職員さんが35人、非正規職員さんが29人と45%が非正規の20年度の決算の資料によりますと職員さんであります。この間、労働条件など改善を図ってきたとお聞きをしておりますが、保育士さんの場合でいえば、学級とかクラスで担任をされている、そういう非正規さんはおられるのでしょうか、お聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） ただいまのご質問で、クラス担任が非職員さんでということですが、一応、クラス担任につきましては正規職員、どうしても場合に嘱託さんで対応している状況でございます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 非正規さんも正規さんと同じような仕事をされているということでありまして、今のお話を聞きますと、臨時的一時的な仕事ではなくて、恒常的な仕事をされているということで、そういったところにその臨時職員さんをどんどん増やしていくということは、やはり町としてするべきではないというふうに思っておりますがどうでしょうか。

また、先ほど坂本議員の質問の中で、学童保育さん、臨時職員さんで900円ということでもございました。他町は嘱託というふうなこともお聞きをしたわけですが、本来ならばこの学童保育の指導員さんも毎日本当につめて来ていただいているのでありますので、恒常的なそういう分野に入る専門的な仕事だと思っておりますが、すべて京丹波町の職員さん、学童保育の指導員さんは臨職待遇なののでしょうか、お聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺井教育長。

○教育長（寺井行雄君） 学童保育の指導員さんにつきましては、すべて臨時で、嘱託ではございませんので、その点よろしくをお願いします。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 指導員さんであります、臨職ということですが、いろいろ時間的なもんもありまして、短時間の働いている方もあると思いますけども、やはり、他町並にしっかりとせめて嘱託扱いとすべきだと思っておりますので、ぜひとも改善をしていただきたいと思います。

それから、就学援助についてお聞きをいたします。4月に子どもが中学生になるが、収入

が減って大変だということをお聞きしまして、就学援助制度があるということをお知らせしたわけでありましたが、本町の就学援助制度適用基準が本当に限定されております。他町では生活保護世帯の1.3倍とか1.4倍とか、そういうふうになっておりますけれども、また、そういう制度をもっていなくても、臨機応変に対応しているという自治体もあると聞いておりますけれども、今、本当にこういう経済不況のもとで今こそこういう制度を生かしていくべきだと思いますが、余りにも本町の制度は限定されております。その基準の緩和ということについて見直しされる気はありませんか、お聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺井教育長。

○教育長（寺井行雄君） 援助対策者の認定基準の拡充についてということでございます。近年国の生活保護基準によります認定方法をとっている市町村が多くなってきております。国の生活保護基準によります認定方法は、世帯全員の所得で計算するため、祖父母等の年金収入も可算要件に入り、このことにより不認定となるケースがあるようでございます。しかし、本町の就学援助対象者の認定基準につきましては、保護者が町民税非課税、国民年金掛金減免、児童扶養手当受給等の要件のうち、いずれかの要件を満たす方を準用保護として拡充認定をしておりますので、他市町に比べ不認定ケースは少ないと思っております。

以上のことから今後も現行の認定規定を用いていきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 今、本町の方が認定される率が高いということでありましたが、町民税非課税の世帯というのは、本当に何ぼ保護者本人ということでありまして、本当に少ない、そういうことになってまいります。他町では、本町がっておりますそういう基準以外にそういう140%とか150%とかしている状況でありますので、これはしっかりと見直していただきたいと思います。

また、こういうのを利用するときに、税金の滞納でありますとか、あるいはまた民生委員さんのそういう所見ってありますとか、そういう状況はどうなっておりますでしょうか。

○議長（西山和樹君） 寺井教育長。

○教育長（寺井行雄君） この件に関しましては、次長の方から報告をさせます。

○議長（西山和樹君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） 民生委員さんの所見につきましてはお願いをしているところでございます。京丹波の民生委員さん、80数名おられるわけですが、本当に子どもの教育につきましかかわっていただいております、本当に感謝をしているところでございます。その関係で、いち早く町の方にもご連絡をいただいている関係で、よくご存じの部分も

ございますので、かかわっていただくという部分におきましても、民生委員さんの意見書は聴取をしておるところでございます。

なお、滞納分につきましては、この部分につきましては勘案しておりません。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 民生委員さん自体にどうこういうわけではありませんが、やはり、一定の歯止めになっているという部分もありますので、これは、厚生労働省もそういうふうに言っておりますので、お願いをしておきます。

○議長（西山和樹君） 以上で東まさ子君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開時間は1時からいたします。

休憩 午前 11時35分

再開 午後 13時00分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩田恵一君の発言を許可いたします。

2番、岩田恵一君。

○2番（岩田恵一君） 本定例会が3月5日に開会されまして、平成22年度の施政方針が述べられ、また平成22年度当初予算が編成をされたところでございます。

まず、町長におかれましては転換、変革、閉塞感の打破を求める町民の多くの期待を背に、就任後初となる通年予算である平成22年度当初予算の編成に当たり、マニフェストにうたわれております骨格となる三つの柱、安心・活力・愛のあるまちづくりを基本に特色を打ち出された施政方針を述べられた中で予算編成が提案されたところでございます。

現下の社会経済情勢は依然として厳しい中にある中で、私も12月議会で申し上げましたが、事業仕分けも着実に実行されながら財政健全化に向けた取り組みや医療事業などに独自色を出しつつ、さらには財政調整基金の取崩しも行わない中で公約実現に向けた堅実な予算を編成されたことは、私は大いに評価をいたしたいと存じます。本予算が町民の皆様の期待に答えられますように、また、着実に町政が推進され、町民目線での行政展開が行われますように切に望んでいるところでございます。

それでは、平成22年第1回定例会におけます私の一般質問を通告書に基づきまして行いますので、町長の忌憚のない所見をお聞かせいただきたいと存じます。

まず、一つ目の予算編成過程での透明化・可視化についてでございます。1点目に今回の当初予算編成に臨まれ、その編成作業はどのような過程で行われたのかお伺いしたいと思い

ます。

2点目は、町長は公正で公平な偏りのないまちづくりを基本に町民主体の行政運営を掲げられており、情報開示はありのまま、わかりやすくを徹底するとの基本姿勢を示されている中において、今般の予算編成がなされたところではありますが、自治と分権を町民とともに作り上げていくためにも予算編成過程での透明性・可視化について取り組んでいくお考えはあるのかお伺いをいたします。

3点目は、町民や議会に対する説明責任を高め、予算編成プロセスの透明性を確保するため、予算編成過程における情報を各課予算原案の段階から適宜公開すべきではないかと考えますが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、岩田議員にお答えしていきます。

昨年 の 1 1 月 末 日 に 示 し ま し た 新 年 度 予 算 編 成 方 針 に 基 づ き ま し て、ま ず 各 課 予 算 原 案 を 作 成 し、財 政 担 当 課 に よ る ヒ ア リ ン グ を 実 施 し た 後、本 年 度 か ら 新 た に 管 理 職 に よ る 理 事 者 予 算 説 明 会 を 各 課 ご と に 実 施 し た と こ ろ で あ り ま す。ま ず、こ れ ら の 内 容 を も と に 最 終 理 事 者 に よ る 予 算 査 定 を 行 い、当 初 予 算 の 編 成 を 行 い ま し た。

二 つ 目 に、現 在 本 町 に お け る 財 政 状 況 や 当 初 予 算 及 び 補 正 予 算 の 編 成 内 容 等 に つ い て 町 の ホ ー ム ペ ー ジ や 広 報 紙 な ど を 活 用 し 公 開 さ せ て い た だ い て い る と こ ろ で あ り ま す。今 後 に お き ま し て も、わ か り や す い 内 容 を 念 頭 に 公 開 の 方 法 や 内 容 な ど を 創 意 工 夫 を 加 え な が ら 透 明 性 の あ る 情 報 開 示 に 努 め て ま い り た い と こ の よ う に 考 え て お り ま す。

3 番 目 で す が、編 成 過 程 の 公 開 に つ き ま し て は、情 報 公 開 に お け る 手 法 の 一 つ と し て 既 に 導 入 さ れ て い ま す 市 町 村 の 状 況 等 も 参 考 に 検 討 し て ま い り た い と 考 え て お り ま す。

な お、実 際 予 算 編 成 に 携 わ っ て 今 感 じ て い る こ と は、ま ず 議 員 さ ん、そ し て 区 長 さ ん、各 町 民 の 皆 さ ん に 過 程 を も っ と お 知 ら せ し た い ン デ ス け れ ど、時 間 的 制 約 が あ る な と い う 思 い は 抱 い て お り ま す。な お 努 力 し て 過 程 を で き る だ け 情 報 公 開 し た い と、そ ん な 思 い で お り ま す。以 上 で す。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○ 2 番（岩田恵一君） 私 も 各 課 管 理 職 に よ る 予 算 説 明 の と き に 突 然 町 長 室 に お 邪 魔 い た し ま し て、大 変 ご 迷 惑 を か け た と い う こ と で 申 し 訳 な か っ た わ け で す け ど も、一 定 そ う い っ た 面 で、前 年 度 よ り は 予 算 の 編 成 過 程 が 変 わ っ た の か な と い う こ と で、一 定 の 評 価 を し て お り ま す け ど も、国 に お き ま し て も 政 権 交 代 の 中 で、国 民 主 権 の も と で 納 税 者 の 視 点 に 立 っ た 予 算 編 成 を 行 い、予 算 の 効 率 性 を 高 め て い く と い う、予 算 編 成 の あ り 方 の 改 革 を 昨 年 の 1 0 月

末に閣議決定をされまして、いわゆる事業仕分けを全面公開で行い、透明化し公表したところでございます。予算編成過程を透明化・可視化して事後の検証に耐えうるものにし、国民の税金を有効に活用する、いわゆるPDCAサイクル、プラン、ドゥ、チェック、アクションを確立していこうという努力が一步前進した瞬間でございます。まさに町長が言われる町民主体の行政運営は、こうした予算過程での情報公開が住民によりわかりやすいものとして受け入れられ、自分たちの税は何にどう使われるのかや住民さんが要望している事業、補助金はどういう過程でどうなったかなどなど、まさしく透明性を担保することで公正、公平な行政運営を理解していただける最良の機会だと私は思っております。再度このことについて町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 新しい政権は、確かに作業仕分けというセンセーショナルな表現で国民に編成作業の可視化ということにご努力をなさっているんだと思います。私も行政を引き継いで、ああした作業が行えるものかどうか、今、検討中ですけど、さすがに今年、来年ぐらいは従前の方式に則って、少しでも私の意見を生かした中での予算編成ぐらいしか着手できないなというもどかしい思いを抱いていることは事実であります。何とか、あるいは事業仕分けというところまでいかないなというふうに思ってます。ほとんどが行政として継続をしますので、重要な水道の今料金について説明もして回っているわけですが、先人、私の先輩の町長さんが決断された、それを英断にするべく行政を引き継いだ寺尾としては努力することが今、自分の責めだなというふうに感じたりしております。何とか岩田議員が提言していただいているような、質問していただいているような、予算過程の可視化、そういうことに努力をしてまいりたいと、そんな思いであります。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） 漸進的な御意見もお伺いいたしましたので、今後の予算編成過程でのそういった透明性、可視化についてのご検討をさらに進められるということで、御期待をしているということだとどめたいというふうに思っております。

それでは、二つ目の協働のまちづくりについてでございます。

本予算において、協働のまちづくりを推進し、住民自治組織の組織化を支援する交付金や助成金の予算計上がなされている中、総合計画に示されているように、町や地域が掲げる共通の目標や課題に対し、対等な関係に基づき、ともに考え、互いに協力し合い実践していくまちづくりがうたわれているところでございます。また、4月より地域政策課内に地域支援室を設け、さらにきめ細かな支援体制を整え、まちづくりの課題を共有し、信頼で結ばれ、

手を携えて住民自治による活力ある地域づくりを積極的に応援していくとの方針が述べられました。

こうした中、町長は行政としての役割はどうあるべきとお考えか、具体的にどう地域支援をしていこうとお考えか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それではお答えいたします。

まず、情報公開を積極的に推進し、行政運営への理解と参画機会を広げ、町民の意見を行政に生かすことがまずは大切だと思っております。協働のまちづくりをリードする人材の育成や発掘、あるいは地域活動に対する助成制度、まちづくり交付金などによる地域づくりへの側面的な支援のほか、職員の協働に対する意識の高揚に努め、行政と住民とがコミュニケーションを図りながら、全町挙げて協働のまちづくりの仕組みを強めていくことが重要であると考えております。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） 瑞穂地区のことで申しわけないんですけれども、旧村単位に4集落、4旧村ございまして、今、4地域あるんですけれども、それぞれ4地域に地域振興会が設置されておりまして、このことは御存知だというふうに思うんですが、私もそれに所属しておりまして、地域の課題やあり方を探る中で、それぞれ特色ある地域づくりのために知恵を出し合い、地域文化や財産を守り、それを継承しつつ、地域をどう活性化、発展させ、一人一人が生き生きと暮らせる地域にするにはなど、先ほど言いましたように私も含め、質美では坂本議員さんとともに籍を置かせていただいて、地域住民の皆さんとともに取り組んでいるところでございます。

また、次年度から小学校統廃合に伴いまして、地域の行方に不安を感じておられる住民がたくさんあると。学校がなくなれば過疎化が早まるなどの懸念材料を払拭することは、なかなか難しい状況でございます。こうした中での地域づくりに積極的に応援していく体制はどのようなかということと、支所に配置されております職員さん、先ほども職員の協働に対する意識の改革ということで、町長申されましたけれども、そうした職員をこういった瑞穂でとらまえたら四つの振興会があるわけなんですけれども、こういった振興会とのかかわらせ方ですね、どうお考えなのか、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私は行政と地元の方が一生懸命頑張っていらっしゃること、まず基本的に考えているのは、なれ合いになったらいかなというふうに思っておるんですね。とい

うのは、予算措置が行政側にあるので、こびてというような感じですね。そういうことはなく、ある種の緊張関係こそ、その地域振興に役立つというふうに、まず考えております。

そして、たまたまなんですけれども、旧丹波町の区長会の皆さんと、広島県の神石高原町というところに視察に行きました。ながの村という、あえて区をながの村と主張して地域振興を起こしていらっしゃる方と面談させてもらって、そのながの村というんですから、村長さんがいらっしゃるわけですが、2代目村長、学校長OBでしたけれども、その方が私たちにおっしゃったのが、やっぱり地域おこしは地域が主体になってせんとだめなんやと。そうでないと、行政主体の地域づくりでは、どの地域もせっかく特色があるのに同じ地域になってしまうと。そういう自分の哲学を話していただきました。私も全く同感で、ぜひそういう意味で、地域の皆さんが頑張っていらっしゃることを、行政が積極的に支援していくという形を望んでいるところであります。

瑞穂の場合ですと4振興会が存在するわけで、そういう各種団体、婦人会あるいは青年部、消防団を含めて支援していくことが大事だというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） 前向きなご答弁をありがとうございます。

町長、町政運営は住民との対話を重視するということで、選挙戦でも言われておりましたし、そういう姿勢で今も臨まれているというように思っておりますし、まさに今、先ほど申されましたように、水道料金改定に向けた和知地区内の説明会も、そうした中で取り組みがなされておりまして、従前ですと懇談会もまとめた中での大きな集落を単位としておりましたけれども、今も小さな区からもう軒並みと言いますか、回られているようなことでございますので、私も住民の方々から、こんな小さな区まで来てもらい、本音で話をされると理解せざるを得ないというようなことで、大変、私は前向きな住民の方々の発言をお伺いしておりますので、こうしたことが行政と地域を結ぶ第一歩だと思いますし、今、本当に、日夜、連日のようでございますので、大変お疲れで、御苦労さんでございます。本当に、このことについては敬意と感謝を申し上げたいというふうに思っております。

また、まちづくりは人づくりからだと、12月の議会でも私が申し上げましたが、それにかかわる住民も職員も、町を愛する心とやりがい、それからやる気を持ってチャレンジしていけば、必ずやそうしたことは達成できると私は信じてやみませんので、行政と地域がともに汗をかくこと、また本音で語り合える場をつくる、こうしたことが協働まちづくりの第一歩だと私は確信をしていますので、4月からの新しい組織、体制も整うということを聞いておりますので、こういった体制が実のあるものとして前進しますようお願い申し上げたいと、

これはお願いでございますけれども、存じております。これについて何か御見解があればお聞かせください。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

今、ご提言いただいているようなことは、まさに私が過去述べてきたことを言っていたんで、そのことをしっかりと肝に据えて守っていきたいと、そんな今も思っておりますので、そのことだけお答えしておきます。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） それでは、三つ目の農業再生についてでございます。

これは、午前中の山内議員さんも質問で申されていましたように、私とダブる面もあるかと思いますが、再度ちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

私も先般、確定申告を行いまして、例年のとおり、今年も40万円のマイナスが出まして、一部、私は農業機械を買いましたので、かなりちょっと膨れ上がったわけですがけれども、通年ですと大体20万円から25万円ぐらいの赤が出ております。

そういった中で、本当に労働対価としての米価下落とか、本当に農業を考える上で大変やりがいとかやる気がなくすような結果になっておりまして、しかしながら、水稻にかわる作物が今のところ見つかっておりませんので、水稻を中心に作付をしておるわけですがけれども、ただ私の幼少のころから、本当に見たことないんですけれども、シカ、サル、イノシシなんか。最近はどうも、私どもがおりの中にあるような状況で、本当に昼間でもおるような状況になっておりまして、大変懸念をしておるわけですがけれども、こうした有害鳥獣に食い荒らされて、ますます農業に対する意欲も衰退しておりまして、離農者がふえるばかりでございます。何とか農地を守り育てていき、耕作放棄地をなくすためにも、有害鳥獣対策が必要不可欠な策であるというふうに思っておりますし、国の支援事業を拡充する手だても取り入れられようとしているところでございますが、本格的な有害鳥獣対策協議会の設置ですとか、具体的な駆除対策を考案、試作、試作というのはわなとか、私もあんまりよくわからんのですけれども、そういったものを試しでつくるといようなことですか、それを実施するプロジェクトチームなどの設置のお考えはあるかどうか、お伺いしたいというふうに思います。

2点目には、農業に担い手を確保し、育成するためにも、午前中もお話があったわけですが、空き家活用ですとか、就農支援者登録、また一定期間生活費を保障するなどの新規就農者助成制度など、京都府の支援事業もあるわけですがけれども、これとは別に、本町独自の制度を創設してはどうかと思うところですが、町長のお考えはどうか、お伺いしたいと

いうふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、お答えをいたします。

現在、町が設置しています京丹波町有害鳥獣対策協議会を初め、南丹広域振興局管内では、京都府の機関で組織する、また南丹地域野生鳥獣被害対策チーム、さらには南丹管内の関係機関で組織する南丹地域野生鳥獣広域捕獲協議会と連携し、有害鳥獣対策の推進を図ってまいりたいと考えているところであります。

今後におきましても、これら協議会との連携による対策をより一層推進するとともに、さらには町民の皆さんや各種団体からもご提言、そして御協力をいただきながら、対策をまず推進していきたいと考えております。

農業の担い手のことですが、農業の担い手確保のためには、就農希望者の受け皿づくりが重要だと、まず考えております。町民の皆さんの御協力を得て、まずは空き家を提供する側の調査から始め、空き家の活用に向けて検討してまいります。就農支援者につきましては、現在、担い手養成実践農場などの研修者への指導者として、京都府指導農業士や担い手農家農産漁村伝承技能登録者など、高い農業技術を持った方々に依頼をいたしまして、こうした方々に御協力をいただく中で、農業関係機関がまたさらに加わる中で、新規就農者等への支援を一層強化していきたいと考えているところであります。

なお、新規就農者への助成につきましては、農業機械導入や施設整備への補助、就農支援金償還助成などを実施しておりますので、これらを中心に支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） つい先日ですけれども、ちょっとテレビを見ておりまして、どこの局か忘れましてけれども、お隣の兵庫県のモデルケースが紹介されておりました。

八鹿市でいいんですね。八鹿市の事例やったと思うんですけれども、県とともに、狩猟による頭数削減がメインとして狩猟期間も長く、通常よりも2週間ぐらい長くとられているというようなことを聞いたんですけれども、長くとられておりまして、徹底した駆除を行う中で、被害防止を実施するといったやり方を紹介していたところでございます。

先ほども言うたんですけれども、集落を拝見しますと、住民の方々もおっしゃっておったんですけれども、お年のおじいちゃんやおばあちゃんが言うてはりましたけれども、もうほんまに人間がおりの中にいる状態なんやと。家の回り全部囲うたったわけですね。家へ入る

のに網を上へ上げて入らんなんというふうな状況の映像が映っておりました。

まさにこうした状況が我々の地域にも押し寄せてきているんじゃないかというようなことで、恐怖さえも覚えるところでございます。

また、この背景には山林が荒廃したことも、シカなどを山里へ誘導した原因の一つではないかと、私も考えておまして、山林の活性化も含めた対策を講ずる必要があるのではないかと考えますが、最後、町長のそうしたお考えをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

森林の手入れが十分になされていないということが、この野生鳥獣被害に直結しているかどうかはさておき、関係しているというふうに私も考えております。

町長室での要望とか提言をいろいろお受けしたりしたんですが、このことで、ほかにも和知の猟師さん、正式にわからないんですが、猟師さんの総会に実を言うと御案内いただいて、伺いました。その際は、旧丹波の会長さんもみえてたし、瑞穂の副会長さんもみえて懇談したんですが、とにかくそういう方々の意見を聞いて、そしてまずシカということに今回させてもらったんで、それと猟師さんが新たに免許、銃の免許をとられる、そういう人たちへの支援をしていきたいという2点を今回実施させていただいたところです。

前段の岩田議員がおっしゃっていた、やっぱり山をしっかりと守るということも、獣被害を防止する一つの手だてだとは認識いたしております。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） 農業の担い手の問題なんですけれども、山内議員さんにも答弁があったわけなんですけれども、今、私、先ほど言いました質美地域振興会の農村部会に私、属しておまして、今、質美地区全戸を対象にいたしまして、農地それから農業にかかわるアンケートを実施しております。本当に人ごとではないように、年々つくり手も減少し、また奥の方では荒廃化が進んでおるといような実態をやっぱり憂慮し、いかに振興開発しても、そういったつくり手がないかということも、このアンケートで探したり、あと、今、新規就農者の関係ですとか、そういった方々を誘導してくるといようなことに生かしたいといようなことでのアンケートを実施しておまして、これ、まだこれから集計をするわけなんですけれども、そんな行方にも私、注目をしております。

やはり、こうしたことも含めまして、農業にいかに魅力を感じるか、自立し、生計を立てるかがかぎを握っているんじゃないかと思うところでございまして、農地の放棄や荒廃化を防ぐには、新規就農者をいかに定着させるかなどの施策が必要ではないかと考えるところで

ございまして、それぞれ先ほど、町長からお考えを聞かせていただいておりますけれども、なかなか定着をしてもらえないというようなことでございますので、やはり荒っぽい言い方かもしれませんが、そういった方々の支援を拡充すると、生活を保障すると言っていいかというふうに思っておりますので、再度これについての町長のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

ちょっと時間いただいて。確定申告の話が、お二人、山内議員と、今、岩田議員から出たんですが、私自身は、その話を聞いておって、非常に結構なことだと思ってるんですね。この地域、非常に所得水準が低いというふうになる述べられてるんですが、私みたいに農業をせずに舞鶴で暮らしておったものとして、本当に貧乏すると、米のありがたみがよくわかるんですね。米を黙って軽トラックで帰る。そしたら母親が米を積んでくれた記憶があるんですが、そのようにして、皆さんはどのように理解なさっているか知りませんが、現金収入は多分このあたり、サラリーマン家庭が少なくて、税務署的に言う、「低い」んだと思うんですね。そやけど、実を言うと農業のお米のもので収入、いわゆる収益があるというのか、畑もあるし、そういうことで、私がよく言うてますこの地域は豊かです、これからも非常に明るい京丹波町になりますとかいう表現をさせてもらってるんですが、目に見えないこの地域の農業に頼った収入があると、私自身は確信してるんですが、税務署的には、企業的に見ますと赤字になるんだと思います。

そういうことを念頭に置きながら、新規就農者ということになりますと、農業では暮らしていけんという御指摘、的を得ていると思います。そういう状況であったとしても、本当に農業で生計を立てていきたいと言われる方については、いろんな相談をお受けして、積極的に支援するのがこの京丹波町の行政のあるべき姿だという、そういう認識ではおります。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） なんや説得されたようなことですけど、次に移りたいというふうに思います。

四つ目でございます。地域医療のあり方、町立医療施設のあり方についてでございます。

これは昨日の原田議員、それから小田議員さんの質問内容とダブる面がございますので、大変申しわけないんですけれども、また今朝の新聞にも報道されていたところでございますけれども、改めてちょっとお聞きしておきたいというふうに思います。

地域医療並びに町立医療施設のあり方につきましては、平成19年3月末に地域医療対策

審議会より答申を受け、結果として明確な方針を打ち出せていないところであり、財政面を考えた中においては、自治体の経営は限界にきているとの指摘もなされているところでございます。

しかし、地域医療のよりどころとしている住民の大多数は、施設の存続は総意であります。また一方で、施設がなくなるのではないかなどの不安を抱いていることも事実でございますので、改めて町長の将来像についての見解をお伺いしておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、不安払拭のために答弁いたします。

町立の医療施設の果たすべき役割は、町民の健康を守り、安心して暮らせるまちづくりのための医療機関であると考えておりますので、そのあり方として、私の任期中にあっては、京丹波町病院、和知診療所ともに公設公営でしっかりまず守っていきたいと考えております。

今後、高齢化の進展に伴い、医療ニーズはさらに高まってまいりますので、在宅での療養生活を支えていく必要があつたりします。そのための訪問看護や訪問リハビリなど、体制整備を進めていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） 次に移りまして、五つ目でございます。

介護制度のあり方についてでございます。

社会経済情勢の変革によりまして、農村部での世帯構成も大きくさまがわりしてきた今日、長寿社会もあいまって、介護の方法や介護者の様相も変化してきている中、老老介護、在宅介護、また若年性認知症介護など、町内にも多くの実例が見受けられるようになりました。

そうした中におきまして、介護放棄や介護離職、無理心中といったことも起きてきておりまして、また介護する側のケア制度も必要となってきたのは現状でございます。

制度の抜本的な見直しとともに、家族の負担の少ない介護や、高齢者があらゆるサービスを駆使して一人で暮らせたり、グループホームなどの施設が求められているのではないかと考えます。

介護保険制度は、介護の問題、老後の不安を解消するために、介護を社会全体で支える体制をと創設されたものの、介護制度のあり方について、こうした事例もある中での町長の所見をお伺いしたいというふうに思います。また、行政として保険制度を活用できないこうした事例の世帯に対するサービスは必要ではないかと考えますが、町長のお考えはどうかということをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、お答えいたします。

高齢化が進む中で、介護が必要な高齢者が、住みなれた家庭、地域で安心して暮らせる環境づくりは、町全体で取り組んでいかなければならない課題だと、まず考えております。今後におきましても、高齢者もその家族の方も、それぞれの役割を果たしていただきながら、かつそれぞれの人生を介護生活によって犠牲にされることのないように、おのおの真に必要な介護サービスを提供するとともに、介護保険事業の円滑な推進と健全経営に努めてまいります。

なお、町内での施設整備につきましては、第四期介護保険事業計画において、定員9名のグループホーム整備を計画いたしております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） このことにつきましては、私ももう近々、人ごとではなく、男性介護者になりそうやというふうなところなんでございます。

私もこの制度の内容を、本当にもっと勉強したいというふうに思いまして、今回質問をさせていただいたところでございまして、先般、新聞の記事にも書いてあったのでございますけれども、今、働きながら介護する人を支援する仕組みがない、今の介護保険制度は若く体力があり、家事も介護もできて、介護に専念できる人を介護者に想定していると。そういった中で、老老介護や仕事との両立といった問題は想定外にしており、加えて入所施設もすぐには見つからないなどの不安材料もあるのが現実だと、こういうふうに書いておりまして、まさにそうかなというふうに私も思っております。

また、2012年には保険制度の見直しが予定されているそうですが、まさに急速な高齢化社会に直面している本町の喫緊の課題ではないかと。先ほど言いましたように、あすは我が身と私は思っております、真剣に向き合う必要があるんじゃないかと思う次第でございます。

こうした現状の中におきまして、行政の課題とは何かと、また取り組まなければならない施策とは何かについて、町長の所見をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いろんな提言をいただく中で、担当課長に、実を言うと教えてもらったというか、家族介護であっても、ヘルパーの資格を持っておったら、ちゃんと報酬がありますよと、施設でなくても、家庭であってもあるんですよと。そのためにはヘルパー2級、1級とか資格をとらんなん。南丹市では、たしかそのヘルパー養成の助成をしているという

ようなことも聞いておりましたので、そのあたりのことを質問したわけですが、私もぜひそうであったりしたら、もちろんケアマネさんのきちっとした介護計画というものを受けてもらわなんわけですが、それはどなたやったって受けてるわけですが、そこまでは。家族を介護したとしても、その報酬の対象になるということは事実のようであります。何とかいろんな面で、今、岩田議員が心配なさっているようなこと、個人負担が少なく、そして家族を自宅で介護することによって報酬もあるというような制度をうまく活用できるように、まず資格取得の援助なんかをしていきたいと、そんなふうに基本的には考えているところであります。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） それでは、私の一般質問をこれで終わりたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 岩田恵一君の一般質問をこれで終了いたします。

次に、山田 均君の発現を許可いたします。

15番、山田 均君。

○15番（山田 均君） ただいまから、平成22年第1回京丹波町定例議会における私の一般質問を行います。

半年前の総選挙で、国民は暮らしの困難を何とかしたい、平和の危機を取り除きたい。そのために政治を変えたい。こういう強い思いで自公政権を退場に追い込みました。国民のこの審判は、今は力強く行政を前に動かしています。京丹波町でも、医療、福祉を大切に、安心して暮らせるようにしてほしい、この願いが寺尾町政に変えました。これまで保守と言われた方が党派を超えて、要求で一致すれば協働する動きが大きく広がっています。

府政でも、市町村合併を推進した与党議員から、知事は合併して悪くは絶対しない、約束をしたのではないかと、こう責められる状況もあります。町村合併が、お金がないことを理由にして、周辺部を一層不便にし、大幅なサービス低下を招いている、このことのあらわれだと思います。

4月11日に行われます京都府知事選挙は、人、命が大切にされる行動改革から暮らし再生への転換が求められています。府政が変われば町政はもっと事務要求が実現が前進をいたします。私はこうした立場から、次の5点について、町長に施政の方針についてお尋ねをいたします。

第1点目は、畑川ダム問題と水道事業についてお尋ねいたします。

畑川ダムは、本体工事の入札が政権交代の中で発注をされ、工事の準備も行われておりますが、改めてお尋ねをしておきたいと思います。

平成20年7月31日の再評価委員会に提出をされた資料では、開発団地で人口の増加は生活条件が整えば家を建てたい、住民票を置かないが給水希望者を含めて841区画に1世帯2.7人というのを掛けまして、2,290人がふえると。さらにセカンドハウス、家を建てる予定はないが給水希望、これが542区画。これにも1世帯当たり2.73人を掛けて1,480人。合わせて3,770人が丹波瑞穂の開発団地で人口がふえるというようにしております。

また、事業所の増量要望では、平成18年実績で1,410トンに増量要望が4,340トンあり、合わせて5,750トンが必要とされております。この増量要望も電話での調査というように聞きます。こんな不確かな調査と人口増の算定は、莫大なお金を投資をする計画の根拠とするには、余りにもずさんではないかと思います。町長に確認しておきたいのは、民間の企業であれば考えられない計画だと思いますが、その見解をまずお伺いをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いろいろ見解の相違はあるなというふうにまず感じてるんですが、この畑川ダムについての増量要望のある大口企業におかれましては、事業拡張に向け本町や関係機関と調整を行っているところでございます。使用水量に関する契約につきましては、今後企業と調整を行う中で取り組んでいきたいとこれも考えております。また、その他の事業所におきましては、水量的にも少量であり、企業の経営状況に左右されるところから、契約については今、対応していないんですが、この水事業予測と畑川ダム、非常に難しい問題だと思います。ここに至って、私もぜひ一刻も早く完成して、そして利水ダムとして旧町的に言いますと瑞穂とそして丹波で、最大限活用していきたいという立場であります。これからの行政を引き継いでもらう町長のある種、手腕にもかかっているなというような思いであります。私自身、任期中は最大限利活用して、1戸当たりの水道料金が少しでも下がるように、そんな取り組みをしていきたいということを申し上げて、お答えとしておきます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 見解の相違だということではありますが、町長は民間の出身でございますので、やはり一番そういう点では、そういう投資をする将来見込み、そういうのをやっぱりはっきり示して、本当にこれが今、投資すべきかどうかということを、私は判断をすべきだという立場でお聞きしたんですが、給水人口というのは、この事業計画の基本をなすものであります。人口は伸びる要素がないということで、府会でもそういう発言を党の議員団がしたんですが、これは将来に失望感を与えるような発言だと言われて、そう言われる議員

もおるわけでありますが、水はないよりあった方がいいのは、これは当然だというように思います。そこにはしかし、大きな負担がついてくる。その負担を加入者、町民が負担をすることになるのでないかと。事業は莫大なお金を投入して行うものですから、当然、将来の見通しを予測をし、投資効果、住民の負担の見通しなど、総合的なこの判断をするのは当然ではないかと思うんです。人口予測によって、水不足の根拠ということに、これなっておるわけですけども、一番大きなウェートを占めております。

町の例えば福祉計画、また国立社会保障人口問題研究所のこういう予測を見ても、人口増とはなっておりません。京丹波町の現実も、平成20年2月1日から22年2月1日の間でも、542人の減になっておりますし、平均しますと270人が年間減っておるわけでございます。平成30年までのこの8年間、丹波と瑞穂の開発団地で、3,770人の給水人口がふえると見込んでおるわけでございますけれども、本当にこんな見通しでいいのかというように思うわけでございます。その点、町長の見解をもう一度伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 山田議員からある種の資料をいただきました。水需要予測概要という資料であります。本当に綿密に調査なさっていることに敬意を表したいとまず思います。

なお、この行政の継続性ということは、民間企業の山田議員、投資するのと、いささか違う面があるんです。確かに我々の先人がすべてのことを決断されて、議会に諮られて、そして事業が営々と続いてきております。そのことをもって、これはどうだこうだということが、なかなか言えんというふうに思っています。したがって、下水道にしても上水道にしても、CATVにしても、最大限活用して、人口ができることなら増やして、いわゆる商売で言う物が多く売れるように、政策をみんなが一致団結して頑張る以外に、借金したことの返済手段は、山田議員がおっしゃっているとおり、ないんです。そのことを私は町民の皆さんに一生懸命説明して、させていただいている。そうすると、町民世論というものが肌身でわかってくる。今、私の任期中にどういうことを投資すべきなのかと、あるいは一切投資はしない方がいいのかということが大体わかってきているつもりでおります。畑川ダムについては、現在完成を間近に控えております。完成したら、何とか事業を増やすという努力をすることだけはお約束したいと思います。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 町長に示した資料というのは、再評価委員会に提出された、京丹波町が出した畑川ダムの河川評価表の総合開発事業の水需要説明の中の資料でございますので、町の当局側が出された資料だという点を申し上げておきたいと思います。

あわせて私、お尋ねしておきたいのは、この町内の事業所の問題ですね。当初、開発団地、丹波と瑞穂で人口6,000人増えると、水が足りないということで、ダム建設が、18年前に計画をされたんですが、あわせて今回、申し上げましたように、3,770人という数字に下がったわけですが、見直して。逆に今度は事業所では、増量要望というのが出てきておるということですね。やっぱりそういう点から言いますと、今、町長が言われたように、水を使う努力をするんだと、投資施策をするんだということですが、事業所の場合にはそれぞれ事業所が予定をされておるわけでございますから、やはり増量要望を希望された事業所、増量使用料契約というのをしっかり結んで、事業所の責任もやっぱりしっかり、希望されたんですから、それが計画の根拠になってきておるわけですから、やはりそういう点が今は大事だというふうに思いますし、12月にも申し上げましたけれども、再評価委員会でもこれ指摘されて、事業所とのこの増量の使用の水量の契約を結ぶべきだという指摘もあったわけでございます。この点、12月の議会でもお尋ねしたんですが、あわせて再度、この契約、どうなっているのか、そしてまたすべての増量要望をした事業所としっかり結ぶと、契約を、ということをおっしゃってこそ、一定、水を使うなど、こういう確信にもなるわけでございますから、その点、あわせて伺います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

さきに形どおりの答弁をしとったようですが、今、山田議員がおっしゃっているように、企業から契約を要望したんやからということで、求める、そういう制度になってないもので、単に面談して3,000トン欲しいとかいう話に現在とどまっております。

なお、水であったとしても、私自身は先ほど需要を増やしたいと言いましたが、浪費してまで気張って使うてもろてという思いではありません。本当に必要な人に、必要な量、必要な場所、必要な時間にきちっと供給できることが、町行政の使命だという認識に立っております。現在は企業と契約という思いではないことをお答えしておきます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 増量要望している企業とのそういう契約は、再評価委員会でも指摘をされたんですが、結べないと、結ばないということなのかどうか、改めてもう一度伺っておきたいと思います。

町がいろいろ水道料金の統一のときも含めて、資料を出されております。そこを見ますと、水道使用料というのは、加入者である町民に維持管理経費と資本費、いわゆる借金の返済、この負担の範囲等から、料金設定は必要なんだということを言っておるわけですね。しかし、

そう言いながら借金をする事業は見通しのあいまいな計画になっておるのではないかと。借金のツケだけ町民に押しつけるということになるんじゃないかというように思うんですね。だからやっぱり、当然増量を希望する事業所からも、しっかり約束の確約をとるということなしには、実際に事業所がそういう将来計画、結局、こういう経済不況の中、変更することが当然あり得るわけですから、そういう場合になったら、確保した水はどうなんのやと、町民が当然そこに投資したお金を、この今の基本的な考え方にすれば、加入者である町民が負担せんなんと、こういうことになると思うんですね。その辺の考え方はどうなのか。やはりそれが問われているんじゃないかというように思いますので、改めてその点について伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに施設をつくる側の思いというのか、それと町民の思いを山田議員は述べていらっしゃると思います。

ただ、その契約して、契約内容で、それじゃ仮に1,000トン希望しとって、景気が悪くなって500トンになったからといって、契約に1,000トンいうて書いてあるやないかということで、企業に、そのうちの500トン減った分の何%かは出せとかいう契約書を求められるのかどうかということを私は思ってるんですね。企業というものは、あちこちですけど、スーパーなんかでも採算乗らならんだら逃げてますね。それと一緒に、それじゃ退店したら罰金をとるぞとか、あるいは今回は水道料金なんですけど、水道3,000トン、口頭で今確かに、ある企業から増量を申し込まれてるんですけど、景気が悪くなってそれが2,000トンになった、3,000トン言うとしたやないかということが、求められるのかどうかということを、よく検討させていただいて、研究させていただいて、また次の機会にも答弁したいと、そんな思いであります。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 1点だけ申し上げておきたいのは、簡易水道事業というのは、本来は企業の水確保ということではないんですね。上水道であれば企業も対象になっておるんですけど、もともとそこから出発してきたこの事業ではあるんですけども、やはりもともとのねらいというのは、18年前に右肩上がりのそういう時代に、6,000人人口がふえるということで、5,000トンの水をダムからというのが出発の大本でした。それが人口が減ると、増えないと言う中で、どこからわかりませんが、企業の方へ移っていったというように思うんですね。総枠の5,000トンは変わらないわけですから、やはりそういう点では本当に責任が問われると。

本当にあの自治体というのは、後戻りできない、決まったこと、夜でも昼でも前へ行くという、ほんまにあらわれやないかと思うんですが、やっぱりそういう見直しをしっかりと、これまでできていなかったツケがあるわけでございますけれども、結局それを町民がかぶらなきゃならんということを強く思うわけでございますので、その点、強く申し上げておきたいと思います。

もう一つは、ダムからの取水。今ありました5,000トン予定になっております。この維持管理経費、この負担というのはどうなるのかと。もう既にこの工事は発注しておるわけですから、本来であれば地元がどういう負担をするのかということが明らかになるはずであります。ダムの建設費の負担割合は18.5%でありますから、それがいわゆる維持管理の負担になるというのかどうかというのを伺っておきたいというのが一つでございます。もう一つは、ダム建設というのはこの負担ですね。入札をしましたので、若干費用も変わりますが、77億の18.5%とすれば、14億2,000万円余りになります。さらに水質が悪いということで、高度処理を計画しております。これらの計画によりますと、10億円かかるということになっているわけでございますから、あわせて24億1,000万円、これは町が持たなきゃならん費用になるわけですから、この財政計画というのはどうしておるんだと、どうなるのかということ。結局、これだれが負担するのかということになるわけでございますので、やっぱりその辺のことはどうなのかということを私は明らかにすべきだと思います。

また、高度処理の設置の時期やとか場所やとか、またこれによる水道料金はどうかということも、こういう見通しがあるのかどうか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

現在、施設の管理内容、施設等については府と協議中でありまして、ダム事業の進捗とあわせて調整してまいりたいと、まず考えております。

また、現在取り組んでおります丹波・瑞穂統合簡易水道事業整備計画の中に、畑川ダム建設にかかわる事業負担金や高度処理施設建設の設置を想定し、事業費を見込んでおり、現行の水道料金で対応できるものとまず考えております。

また、高度処理施設は畑川ダム、畑川浄水場での設置を計画しておりますが、畑川ダムからの取水を開始後、水質等を確認しながら対応することとしております。

以上であります。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○ 15 番（山田 均君） 水道料金には上乗せをしないということでございますけれども、これはあくまでも、申し上げましたように人口が増えて、事業所が水を使ったという結果と言いますか、それを見通してということですので、それが狂うと大幅に狂うということを私はまず申し上げておきたい。本当にそういう見通しがしっかりできるのかどうか、その確証をはっきりすべきだという点も申し上げておきたいというように思います。

それからあわせて、既存の施設ですね。いわゆる丹波と瑞穂の地域にそれぞれ 10、26 ということで、30 数カ所から取水をしておるわけでございますけれども、その既存の施設というのは、今後どのような形になるのか、それも維持しながらダムの水もあわせて取るというのが本来の計画やと思うんですけれども、そういう考え方についてどうなのか、伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

水道事業計画におきましては、既存の取水施設と畑川ダムからの取水に加えた総量で給水を行うこととしておりまして、引き続き取水する施設につきましては、これまで同様管理を行うことといたしております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○ 15 番（山田 均君） 次に移りたいと思います。

仕事おこしと小規模工事契約登録制度の導入について、お尋ねしたいと思います。

昨年 の 12 月 議会でもお尋ねしましたが、改めてお尋ねしておきたいと思います。

住宅改修制度、これ創設して、町内の業者の仕事おこし、これが本当に必要だというように考えております。町内の業者の実態を町長はどう見ておられるのかと、どこ行っても仕事がないと、だれだれさんはもう仕事をやめたというような、深刻なそういう状況も聞くわけでございます。この住宅改修助成制度というのは、町民にとっても住宅改修をするきっかけにもなりますし、実施をした市町村では大きな成果が出ております。不公平になると、こういう意見もありますが、一定の期間内で仕事おこし対策としても考えていけば、十分効果はあるということに思いますし、町長は 12 月のときに調査をして検討したいという答弁をされました。どんな検討をされたのか、見通しとしてはどうなのか、伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） このことは、12 月定例会におきましてもお答えしたところでありま

すが、住民の命と財産を守る意味からも、また仕事おこしの一つとして、京丹波町建築物耐震改修促進計画に基づき、木造住宅耐震改修事業に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

その内容につきましては、木造住宅の耐震改修に伴う設計費及び工事費の一部を助成する制度といたしております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 今回の当初予算でも、そういう耐震の制度、助成制度というのは創設の予定になっておるんですが、この言うております住宅改修というのは、そういう耐震も含めてですけれども、家の中のトイレとかいわゆる台所とか、そういう改修についてやろうということに対して一定の助成をして、仕事おこし、活性化を図ろうという、そういう制度なんですけれども、この事業効果というのは、12月にも申し上げましたけれども、相当な事業効果が出ておると、10倍、15倍の効果があると。仕事おこしと考えましても、その大工、左官屋さんということだけではなしに、ガスやとか水道、基礎工事で資材を購入しますので、幅広い業種に広がるということも言われております。やはりそういう点では、申し上げましたように、与謝野町でやられておるということは申したんですが、調査をされたのかと、その結果、どうであったのか。本当にそう言う仕事おこしになっていなかったのかどうかということも含めて、お尋ねしておきたいというように思います。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 京都府下におきましては、与謝野町並びに京丹後市が住宅助成制度の方を行っておられます。その制度につきましては、与謝野町で1戸当たり20万円、京丹後市においては補助金1戸当たり3万円ということで、助成制度を行っておるところまでは調査しております。

なお、住宅の耐震改修に係ります会議等がございまして、そういった場でも助成制度のことが述べられるんですが、京都府下の耐震化率の調査の結果を見ますと、京都市内から北部にかけて耐震化率の率が下がっていっていると。南丹管内においては中間の位置で、京都市77に対して68%の耐震化率があるということです。それで、助成制度については、耐震化率を上げる意味から、まず北部地域においては助成制度に取り組まれたというふうに聞いております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 耐震化助成は否定するものではありません。それはそれで大事だと

思うんですが、やっぱり今、求められておるのは、こういう仕事おこしをどうするかということで私は考えるべきだという点を申し上げておきたいと思います。

仕事おこしの二つ目の問題で、小規模工事契約希望登録制度の実施についてであります、この制度というのは、地方自治法の第234条に基づく随時契約の創造的運用を図ったものというように行われまして、町が行う小規模な公共事業、地元の中小零細業者が中心に、工事発注を多くするという制度でございまして、全国的にも広く取り組まれております。工事または制度の目標について、市町村の場合は130万までとなっておりますので、やはりこういう運動が全国的に起こっておるのは、やっぱり仕事確保、仕事おこしという点から起こっておりますので、本当に今はこういうことも必要やというように思いますが、見解をちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

小規模工事契約希望登録制度であります、これまでの答弁どおり、適正な工事の施工を確保するため、入札参加資格登録のない業者に対して、公共工事の発注を行うことや、登録制度を創設する考えは現在も持っておりません。しかし、随意契約とすることはできる小規模な修繕などにつきましては、登録業者を基本に、登録にない町内業者も見積り合わせの相手として選定し、受注機会の確保に努めているところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 次の質問と合わせてお尋ねしておきたいんですが、町が発注する工事を、例えば分割発注などをして、できるだけ町内業者優先に仕事をさすと、仕事おこしをさせていくということは非常に大事だと思うんですが、今、町長は、いわゆる入札資格者と言われますが、町内の場合には資格外の方もたくさんおられるわけでございますので、本来やっぱり町のお金を使って工事発注をすると、町内の業者であれば、やっぱりそこで利益を得れば、それはまた税として町に納めていただくという、いわゆる循環型のそういう経済政策というのは非常に大事だと思うんですね。

そういう意味から、もちろん一定のそういう小さな事業については、町内のそういう資格を持たない業者であっても支援をしていく、仕事おこしをしていくということも大事だと思うんですね。だからやっぱり一定の規模、例えば5,000万円以下であれば町内業者を優先してやろうとか、そういう立場でやっぱり私は取り組むべきだと。安けりゃええということでは、業者は持たないわけでございますし、結局、町の業者が疲弊していくということで、

やっぱり町内業者も育成していくという立場から言って、仕事をすれば利益があるというのはこれ当然でありますので、そういう取り組みが大事だという点を申し上げて、見解を伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 以前から何度も同じような御質問もいただいております、この登録制度と、また分割発注の問題ですけれども、いわゆる指名願いを出しておられない、比較的小さい規模の業者さんにつきましては、先ほど町長から答弁いたしましたとおり、随意契約ガイドラインというものを設けまして、事務の統一化とあわせまして、できるだけ町内の業者の皆さんに仕事がいきますように、見積もりをいただいて、小規模ですけれどもそういう工事に参加をしていただいておりますので、制度はありませんけれども、実態としては町内の方に仕事をしていただいているということでございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 特にその点については、やっぱり業者がしっかり、対等平等に預かれておるかどうかなという点もありますので、その点はしっかりお願いしておきたいと思います。

次、農業振興対策についてお尋ねしておきたいと思います。

獣害対策であります、この問題では、山内、岩田議員からもいろいろ出ておりました。本当に今、獣害の対策というのは最優先の課題だと思うんですが、特に今回、シカについては捕獲奨励金の引き上げとか、また鉄砲のいわゆる免許への助成というのが出されておりますが、考えてみますと、猟友会、いわゆるそういう方々からすれば、そういうことが非常に、それはそれとして支援するのはいいと思うんですが、やはり今、これまでから言われていまいように、個体数を減らすという点からすれば、やはりどうするのかという点も大事だと私は思うんですね。

ですから、これまでから言うておりますように、猟期についてもやはり支援をするということが大事ではないかと。この北部の舞鶴なんかでは、猟期について、シカについて助成をしておるということを聞きます。猟友会の皆さんに聞いても、猟期でシカをとったら、わな、さっきもありましたけれども5,000円、もう1回使ったらしまいなんだと。一銭にもならない。だから、かかっておっても放すんやという方も、中にはおるわけですね。やはり秋にとらなければ、明くる年の春に子どもを産むんです、シカはね。だから、いくらその猟期外の捕獲駆除をしても、結局また春先に子どもをたくさん産むということになってますので、やはり秋のときにもこのシカについては本当に頭数を減らす、そういう目的で、我々は猟期

であっても、シカについてはやっぱり助成をするべきじゃないかということを申し上げておるんですが、それと同時に、やはり猟友会というのはあくまでも鉄砲などで組織された方ですので、やはり駆除というのは、そういう猟友会の人も含めて、駆除班というのをしっかり設けて、駆除を専門にやると、その方がとった場合にはそういう助成をするというような方法を考えれば、はっきりしておるんじゃないかと思うので、やはりそういう考え方を私はしていただきたいし、舞鶴でもそういうことをやっておると聞いておりますので、やはり調査をしていただいて、そういう取り組みをして頭数を減らすということがぜひ大事だと思うので、その点、伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、舞鶴の例についてはよく調査研究したいと思います。シカなどの頭数を減らす具体的な取り組みについては、山内議員の御質問にお答えしたところなんです。平成22年度からシカの駆除報奨金の引き上げや、銃器使用免許の取得支援など、捕獲対策の充実を図るとともに、引き続き近隣市と連携した広域捕獲を実施することといたしております。

山田議員がおっしゃってること、よく承知しておるんですが、今回はこういう予算措置といたしております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） ぜひ頭数を減らす取り組みを強めていただきたいという点も申し上げておきたいと思います。

続いて、農業振興支援と認定農業者の支援について、伺っておきたいと思います。

施政方針でも、この産地化特産物の形成助成や町単費事業の推進により、丹波ブランドを初めいろんな町の支援をしていくということで掲げられておりますが、ブランド力を高める、そうするのには販売できる一定の量が当然必要になるわけです。高齢化が進んでいって、栽培の面積の減少、こういうことが出てきておりますが、やはり今、そういう栽培をすればメリットが本当にあるんだということが大事ではないかと。

例えば、ハウス栽培は別にしても、特産の小豆でも黒豆でもそばでもいいわけですが、30アール以上つくれば、10アール当たり例えば2万円、3万円の助成を出して、やっぱりその生産量を増やしていくという思い切った取り組みが必要ではないかと思うんです。

もう一つはこの認定農業者、この京丹波を支えていただいております、そういう方を対象に、この担い手支援と、これ大変大事だと思うので、もちろん土地の利用集積というのも大事に

なっておりまして、そういう取り組み、また農作業の受託を、例えば1ヘクタール以上行った場合には、10アール当たり5,000円の助成をするというような形で、特産振興の支援、認定農業者の支援というようなことを考えて、激励して規模も拡大していくということが大事だと思うんですが、その点についての見解、伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 特産物等作付奨励ということで、現在も行っているんですが、本当に頑張っていらっしゃる方に支援していくという基本的な物の考え方を私はいたしているつもりであります。その上で、黒大豆、小豆、そば、京野菜など、生産に対しまして、引き続き国、府の事業を活用した事業の推進、地方独自施策であります特産物等作付奨励や団地化助成など、特産物の振興対策を推進するとともに、関係機関と協力して、栽培技術習得への支援も行っていきたいと考えております。認定農業者に対する支援につきましては、農業機械導入や施設整備への支援、資金利子助成などにより育成を図っていきたいと考えているところであります。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 私が申し上げた、そういう思い切った栽培、一定の面積以上に対する支援や認定農業者への担い手支援というようなこともあわせてやっぱり考えて、そういう規模拡大や激励をしていくということをぜひ取り組んでいただきたいという点を申し上げておきたいと思います。

次に、有機の里づくりについて伺っておきたいと思うんです。

施政方針でも、町の活力の源は、元気で魅力ある産業振興として、耕畜連携による堆肥の活用を含めた資源循環型農林業の推進ということも掲げられております。京丹波町は、気候や地理的条件を生かして、特産物のブランド力を高めるということが非常に大事だと思います。

生産者である農家が、安心・安全な農産物を自信を持って販売できる、生産できると、そういう取り組みが非常に大事じゃないかと、そういう面では低農薬で、化学肥料ではなく有機的な栽培を中心に進めていくと。京丹波町は幸いにも府下で一番多い酪農家がおるわけですから、そこと協力をしながら、良質堆肥を生産をして、農地に還元をすると。京丹波町でできる農産物はすべて有機の栽培、有機の里でできた、そういうものなんだという、そういう京丹波町としても農業振興を中心に据えていくということになれば、本当によその地域との差別化も図れますし、京丹波町としてのそういうブランド力がもっと高められるんじゃないかと思うので、ぜひそういう面では、そういう良質な堆肥ができる条件もあるわけ

でございますから、ぜひそういう方向での取り組みが私は本当に大事だと思うので、町長の見解、伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まずさきにお答えしておきます。

耕畜連携体制づくり、このことに努力してまいりたいとまず考えております。

本町では、化学肥料の低減につながるよう、畜産、堆肥利用による土づくり助成や耕畜連携の体制づくりにまず努めてまいります。今後は堆肥などの有機物を利用した資源循環型農業の確立を図り、農業経営の向上や安全で安心な農産物づくりに向けた対策の一環として推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 私はもちろんそういう取り組みは大事だと思うんですが、町を挙げて有機の里づくり、例えば協議会みたいなのをつくってやっぱり進めていくということが本当に大事ではないかと、そして京丹波へ来ていただいたら、そういう安心・安全な農作物なんだということがアピールできて、ブランド力も高められるんじゃないかと思うので、ぜひそういう方向での取り組みをしていただきたいし、すべきじゃないかというふうに思いますので、改めてもう一度伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、山田議員の質問という提言ですと、行政がどちらかというと、ちょっと遅れをとっているというふうに私も認識いたしております。もっと前へ出て、気張って安心・安全の耕畜連携による堆肥など有機物ですね、有機物栽培をしているということを一アピールしていきたいと、そんな思いでおります。そのことに努力をしてまいります。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 次に、国道27号の中山地内の歩道改良について伺っておきたいと思います。12月議会でもお尋ねをした経過があるんですが、中山地内のこの歩道改良、必要だというのは、だれが見ても感じるわけでございますが、なかなか地域では総論賛成で各論になりますと利害やとか農地を含め、土地が少ないということからなかなかまとまらなかったというように聞くわけでございますけれども、京都縦貫道が全線完成すれば、交通量も激減するわけですし、改良工事が一層困難になると考えます。

聞きますと、集落内でも本当に高齢化が進んで、もう高齢化率50%を超えるんだということも聞くわけでございます。安心して老人車を押して歩道を歩けないと、こういうことも

あるわけですから、これまでいろんないきさつもあったと思うんですが、町としてやっぱり積極的に働きかけて、住民の安全確保を図るという意味からも、この具体的な取り組み、歩道の改良、拡幅改良というのも思い切ってやっぱり取り組んでいくべきではないかと思うんですが、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 水道料金のことで、和知の中山区も入ったんですが、その際、そういう要望が出ました。私の答えは、町長、一生懸命先頭に立って、中山地区の歩道とかあるいは白土橋等の要望活動を一層強めますという約束はしました。あるいは、谷をちょっと埋めて広場ができてるんですが、そこで町営バスが回転しているらしいんですが、非常に出るときが危ないというようなことで、福知山工事事務所のほうに、要望なさっているようです。そのことも私で引き継いでやりますという約束をした上で、平成21年度に国土交通省福知山河川工事国道事務所所長あてに、白土橋を含む中山地内での歩道設置の要望を提出いたしております。本区間は丹波綾部道路、京丹波和知インターチェンジの供用開始により、交通量が増えたとまず推測いたしております。危険な状況にあることは認識しておりますので、交通量も踏まえた上で、事業化に向け優先順位を上げてもらえるように、地元の住民の方等含めて、引き続き関係機関に強く働きかけてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） この問題は、白土橋の歩道も含めて12月議会では取り上げたんですが、そのときに町長は、国土交通省へすぐ行きたいんだという答弁もしていただいていたんですが、この間、この3月までの間に、実際に具体的に国交省へ行かれたのかどうか、まだであればいつ行く予定になっているのかどうか、お尋ねしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） これもよくありのまま説明させてもらってるんですが、本当に町内業務が煩雑で、なかなか福知山市の方向いて、副町長は行ってくれてるんですが、私自身は行けてないという事実があります。いずれにしましても、そういうスケジュールを今、調整中ですので、十倉課長も一緒に行こうということで、写真あるいは現場状況を添付して、具体的に要望活動を必ず、秋までには少なくともしますので、そのように理解しておいていただければ。もちろんそれまでに、私以外の者は、福知山方面へ行くときには必ず、福知山河川国道事務所に行かせておりますので、そのように理解しておいていただけたらうれしく思います。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 一日も早くやっぱり要請活動をするということが大事だと思いますので、改めて要請をしておきたいと思います。

最後に、22年度の施政方針について、伺っておきたいと思うんですが、一つは和知地区の水道料金、本年4月から引き上げということで、今、町長が地元説明ということで、まわっておられるわけでございますけれども、前町長が住民との合意を図るということに力を入れてなく、一方的に公共料金の審議会の答申を錦の旗にして進めてきたということで、非常に住民不信なんですね。大きく要因していると思いますが。行政の責任者として、今、和知地区の説明会、いろんな意見も出ておるといように聞いておりますが、そういう出された意見ですね、住民の声にどう答えられようとするのか、また今後の行政運営にどう生かされるというように考えておるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私は行政を引き継いだものとして、既に議決されていることについて、理解を求めるべくお願いをしております。担当課長中尾君は、非常に適切に経緯とかあるいは料金改定せざるを得ない状況等について詳しく説明してくれているところです。あるいは先ほども指摘されたとおり、2,670円ぐらいになるんですが、そのことで水道事業会計が、経営が安定するののかという質問なんかも受けております。このことで安定する予定ですよ。そして安定するべく、事業喚起に、私がまた先頭に立って頑張りますというようなあんなばいの説明会になっていると思っております。

その他、水道料金を免除することなんかも中尾課長から説明されて、75歳以上1人ということ、夫婦ではあかんのかとかいう話を聞いております。そのことについては、今後の公共料金等審議会に諮問したいというふうにお答えしているところであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 当然、行政というのは継続をするわけでございますが、しかし、継続を引き継いだものを見直しということも、これは当然あるわけでございますから、やはりそういうこれまでから言われておりますように、住民の目線、住民のやっぱり合意ということが一番でございますから、やっぱりそういった声を踏まえて、どう判断するかというのは、これまた新たな寺尾町長の判断ということになりますので、やはりそういう意味で、出された意見を十分踏まえた検討をぜひすべきだという点も申し上げておきたいというふうに思います。

もう1点は、人事評価制度の導入のことについて、伺っておきたいと思います。

職員の資質向上を図っていこうと、職員の常に意欲、問題意識を持つこと、公平公正で親切丁寧な対応、人にやさしくぬくもりを感じていただける組織フローの仕組み、構築していくということで、この人事評価制度ということになっておりますが、具体的にはどのようなことを考えておられるのか。今、企業とか自治体では、こういった人事評価制度というのを見直しが始まっているというふうに聞いております。その辺ではどういう中身なのかについて、ちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、お答えいたします。

住民ニーズが高度化し、あるいは多様化している中で、政策形成能力の向上を図るための人材育成に努めることが、求められている。そのことを職員の能力と業績について、公正で客観的なルールに基づく評価を継続的に行い、その評価を人材育成に活用していくことが必要であるとまず考えているわけです。

このようなことから、本町におきましても、人事評価制度の導入により、職員の指導や支援を行い、人材育成を実務的に行うとともに、評価結果に基づき、公正でやる気が醸成される処遇を実現することにより、職員の資質の向上はもとより、組織全体としての向上を図れるよう、努めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 人事評価は一般的に言いますと、人が人を評価するということになるわけですから、やはり隣の人を職場の中でも、団結が壊されるということもあるわけでございますので、人が人を評価するというのは、非常に主観も入るわけでございますし、どういう基準というのも非常に難しいわけですね。一番大事なのは、やっぱりその研修やとかそういうことを通じて、公務員としての自覚をしっかりとって、住民に奉仕をするという、こういう立場で公務員としてのやっぱり役割をしっかりと果たしていくという、そういう自覚をどう持たすかということが非常に大事やと思うんですね。そうでなければ人と人とのつながりも非常に悪くなるということも、これまでの人事評価の制度については、いろいろ問題もあるわけございますから、そういうやり方なのかどうかということを、私はお尋ねしておきたいというのが1点と、それから当然、こういう制度を導入するという場合には、職員組合というのものもあるわけございますから、そことの合意を図っていくということもこれは大事だと思うんですね。やはり町民には優しさとか、町民の目線と、こう言われますけれども、やっぱり職員に対してもしっかりとそういう立場でなかったら、町の職員がこれ仕事をするわけございますから、やっぱりその町長のそういう姿勢が、住民に移っていくということに

なるわけですから、その点、私はしっかりそういう立場で職員の研修をやり、自覚を持たせていくという、そういう立場が大事だと思うんですけども、その点についてのちょっと考え方、もう一度伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 人事評価制度を導入するということは、本当に人が人を評価するということは難しいことだと思っています。その上で、どういう住民ニーズとかいろんなことを申しますが、職員のまず人材育成ということに重点を置きます。基本的には私は職場というものは、助け合いの場だと、20%ぐらい競争するんだと、競い合うんだと思うんですけども、多くは助け合って町民ニーズに対応していくと、そういう組織にするべく、人事評価をしていきたいというふうに考えているところであります。

いろんな、教育投資、人材育成投資をこれからも継続的に行っていきたいと、そんな思いでもおります。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 一番基本となるのは、公務員だということですね。やっぱりこの一番の大きい、大もとはやっぱり奉仕をするという、こういう立場ですので、それが生かされていくことでなければ、もちろん今、協力して仕事をするということがありましたけれども、そういうことが生かされていかなければ、人が人を評価するということになると、やっぱりどうしてもその人に、評価をする人によく見てほしいということは、これは当然そうなりますから、やはりそういうことになると、不団結を生むということにもなるわけですから、やはりよっぽどこの人事評価というのはよく考えていただきたいし、それと実施をするということになれば、今も申し上げましたけれども、職員組合なんかともよく合意を図って、やるとすればやっぱりそういうことが大事だと思いますので、改めて、職員組合なんかとのその合意を図るということが大前提だというふうに私は思うんですが、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それではお答えいたします。

職員組合との話し合いは、役員さんにだけこういうことになりますということを話してあるらしいんですが、詳細についてはこれからきちっと、山田議員の提言どおりよく詰めていきたいとまず考えております。

なお、国家公務員の方が能力があって、府の職員の方が能力があってという話がよく出るんですが、私も中小企業、零細企業を経営してきたことからしますと、とにかくもう兼務兼

務なんですね、この役場の職員さんは。だから、府の職員は一つのこと非常に詳しいというのは当たり前のこととして、これは能力とか資質の差ではないというふうに、正しく町職員を評価して、そういう点では評価していると思います。

再度申し上げますなら、こうした弱小と思われる自治体で、公共団体では、本当に助け合いこそ町民のニーズ、要望とかに対処できる唯一の方法だと私は考えているところであります。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 一番大事なのは、やっぱり町民に優しく親切に対応すると。やはり役場へ来られて、町民の方はなかなかどこへ行ったらいいかわからんわけでございますから。やっぱりそういう、一声かけて、親切な対応というのはやっぱり一番基本だと思うんですね。やっぱりそういう、いわゆる人づくりと言いますか、職員が育っていけば、もっともっと町民の、またこの町へ対する関心、また協力も深まっていくというように思いますので、ぜひそういう取り組みを私はすべきだと思いますので、やっぱり職員組合との、職員との合意を図って、力を合わせて、この事業を進めていく、町政を運営していくということは基本だと思いますので、その点、もう一度町長の見解を伺って、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 多少の各論に入ったときに、差は出るかも知れませんが、総論的に申しますなら、山田議員が今おっしゃっていることと、全く同じ思いでまっております。職員組合ともよく話し合って、賛成をしてもらってこういうことを実施していきたいと、そんな思いでおります。

○議長（西山和樹君） これをもって、山田君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事の日程はすべて終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時39分